

平成29年第6回永平寺町議会定例会議事日程

(8日目)

平成29年12月4日(月)

午前10時00分開議

1 議事日程

第 1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(16名)

1番 上坂久則君

2番 滝波登喜男君

4番 朝井征一郎君

6番 江守勲君

7番 小畑傳君

8番 上田誠君

9番 金元直栄君

10番 樂間薫君

11番 川崎直文君

12番 伊藤博夫君

13番 奥野正司君

14番 中村勘太郎君

15番 川治孝行君

16番 長岡千恵子君

17番 多田憲治君

18番 齋藤則男君

4 欠席議員(1名)

3番 長谷川治人君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	平野信二君
教 育	長	宮崎義幸君
消 防	長	朝日光彦君
総 務 課	長	小林良一君
財 政 課	長	山口真君
総 合 政 策 課	長	平林竜一君
会 計 課	長	酒井宏明君
税 務 課	長	歸山英孝君
住 民 生 活 課	長	佐々木利夫君
福 祉 保 健 課	長	木村勇樹君
子 育 て 支 援 課	長	吉川貞夫君
農 林 課	長	野崎俊也君
商 工 観 光 課	長	清水和仁君
建 設 課	長	多田和憲君
上 下 水 道 課	長	原武史君
永 平 寺 支 所	長	坂下和夫君
上 志 比 支 所	長	酒井健司君
学 校 教 育 課	長	清水昭博君
生 涯 学 習 課	長	山田孝明君
国 体 推 進 課	長	家根孝二君

6 会議のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	川上昇司君
-------------	-------

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（齋藤則男君） 議員各位におかれましては、お忙しいところをご参集いただき、ここに8日目の議事が開会できますこと、心から厚く御礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（齋藤則男君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第61条による通告を受けております。

初めに、15番、川治君の質問を許します。

15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 川治です。おはようございます。

通告に従いまして、1問目に減反廃止後の対策について、2問目に墓地建設についての2問を質問させていただきます。

初めに、1問目の減反廃止後の対策について伺いますが、お米は私たち日本人の大切な主食であります。この主食である米が長い間、生産調整されてきました。米の値崩れを防ぐための政策ですが、平成30年4月から減反政策が廃止されます。同時に、減反補助金も廃止されることとなります。この減反政策の廃止により、日本の米作農業は大きく変わろうとしているかと思えます。

町内の農業者は、今後の主食米の作付を初め、飼料米や野菜、果樹などについて、平成30年度以降の永平寺町の政策とJA農協の指導に期待をしているものと思えますので、今後の指導方針と施策について伺いをいたしたいと思えます。

初めに、米の価格を初め全ての価格は、需要と供給いわゆる需給によって決まりますが、米の価格におきましては3年前、2014年の大暴落を契機として過剰作付はやめ、飼料米や加工米への転作を進めてまいりましたが、28年度以前と29年及び30年度の米の価格変動について伺いたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） おはようございます。

それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、価格変動についてですが、29年産がまだ仮払いの額しかわかりませんので、この仮払いの額をそれぞれのJAが米を抛出した際の1俵当たりの単価で比較しますと、まず26年産が1俵当たり1万3000円です。それから27年産が1万1,000円でございます。それから28年産が1万1,600円でございます。それから29年産が1万3,000円と年々上がっているというふうなことでございます。

平成30年産でございますが、これはそのときの全国的な米の需給情勢によって変動しますので、現状においては明確にお示しすることができないということでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） それでは次に、米の過剰作付解消を目的に、国や県におきましては、毎年、生産調整目標値を掲げて、行政の指導のもとに飼料米や加工米への転作を行ってきたかと思えます。町内の飼料米や加工米及び米の生産調整は今まで目標を達成してきたのか、伺いたいと思えます。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 町内の転作達成状況については、例年、転作未達成の集落が数件ございますが、大多数の集落においては転作が守られているということで、全体から見れば米の予定生産数量を下回っており減反数量は確保されていると考えております。

ちなみに、28年産で言いますと、予定数量が3,041トンに対しまして実生産数量が2,932トン、109トンの余裕がございます。それから29年産につきましては3,008トンの予定数量に対しまして2,940トンと、これも68トンの余裕があったということでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 次に、質問をいたしますが、主食用米の供給量の減少の中で、近隣市町では、大手企業が農家と契約し、直接新米買い取りがあると聞きます。また、農家が直接販売をしているところもあると聞きますが、永平寺町内でも農家から直接新米買い取りや販売があるのか否かについて伺いたいと思いま

す。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） この件について、まずJAに確認しましたところ、直販と呼ばれる米の売買があるということでした。実際、先ほど言いました生産数量2,940トンに對しまして、主食用米で出しているのは883トンと30%程度でございます。それから担い手及び生産組織が今43組織がありますが、そのうちJAに抛出しているのが31組織でございますから、12組織は直販ではないかなというふうに考えられます。

また、自家消費米とか縁故米もございますので、全ての数量を把握するということはできないということでした。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） それでは次に、国は戸別所得補償制度による米の生産調整補助金の廃止や、また生産調整・減反政策の廃止、そして飼料米の数量払い導入による水田フル活用の推進、助成を初め、農地中間管理機構による農地集積などの促進を掲げていると思いますが、これは米の生産調整いわゆる減反を廃止し、米の需要価格を市場経済に任せるということになるかと思いますが、現在の永平寺町内の現況と情勢について伺いたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 現在、本町の場合は、全体的に見ますと毎年決められた減反面積は守っておりまして、米価の保持をするためにも、生産調整が廃止される来年度以降についても引き続き減反を継続していこうというふうに、県並びにJA、町が一体となって推進していく予定であります。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 次に、永平寺町内におきましては農業従事者の高齢化が進んでおるかと思っております。農業に従事する若い農業者は少ない状況にありますが、後継者がいないことから耕作放棄地の発生が見られ、今後、担い手を育てる、支える仕組みを強化し、担い手を育成、確保する必要があるかと思っておりますが、農地集積は計画に沿った進捗になっているのか否かについて伺います。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 農地の集積、集約については、農作業の効率化を図る上

で重要なことと考えておりますが、集落ごとに策定していただいている人・農地プランで担い手を中心とした集積を進めているところでございます。

ちなみに、28年度の担い手の集積率は49.4%となっております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 減反が廃止されると米価は下落するかと思いますが、昨年は前年より米が高くなっているかと思いますが。これは飼料米の補助金増額に伴い米の生産量が少なくなり、飼料米が多くなった影響によるものかと思いますが。減反廃止後は米の生産量が多くなることが見込まれるかと思いますが、今後、米価は高くなるのか、または予想どおり下落するの否かについて、ちょっと伺いたしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） まず、現在、飼料米の補助金が30年度から増額するというふうな情報は当方のほうでは把握してございません。また、米価につきましては、主食用米の需要量や気象条件などさまざまな影響を受けるので、現段階では米価の上下推移についてはお答えしかねますが、今後、国のマンスリーレポート等を参考にしながら、全国の作況状況や国の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 永平寺町内でも、福井県のブランド米「いちほまれ」を限定された水田で作付しているかと思いますが、今後、限定された水田で生産されたブランド米「いちほまれ」は、福井県が誇るブランド米でありながら、福井県民及び永平寺町民誰もが日常的に食することができない超高級食材となっているかと思いますが。誰もが日常的に食べられることによって、町民の誰もが他県に誇れるブランド米としてPRできるのではないかと私は思います。競争力強化が目的かもしれませんが、町民が食べたことのない米をどうしてPRできるのか、甚だ疑問でもあります。

今後、輸入米が多くなることを見込まれますが、日本の主食が輸入頼りでは本末転倒ではないかと思いますが、これに対しての所見を伺いたしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） いちほまれの29年産は、試験販売により県全体で作

付面積が120ヘクタールの生産量600トンということでございましたが、平成30年産は、本格生産に向けて生産量は約4,000トン程度というふうにお聞きしております。

いちほまれにも栽培方法によってさまざまな格付がございますが、エコ栽培で育てられたいちほまれについては一般的なスーパーでも販売されておまして、比較的手軽に手に入れることができると考えております。

本町の場合は、このいちほまれはレンゲ農法、要するに特別栽培米を主としておまして、JA永平寺によりますと、しばらくはこのレンゲ米のいちほまれを拡大していきたいというふう聞いております。

なお、主食用米につきましては、備蓄米を含めまして需給状況が安定しておまして、今のところ、主食用米の輸入についてはないものというふう理解しております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 1問目の最後に、平成30年4月から減反廃止になりますが、これはどれだけつくっても構わないが自分で売りたいということでありませう。また、主食用米以外の農作物に転作すると補助金がもらえる施策となっておりますが、こうしたことから米農家の廃業や転作によって遊休農地がふえ、限定された農家のみが作付できる希少で高価なブランド米だけが生き残ることになるかと思っておりますが、減反廃止を控えて、町としての政策、施策について伺いたいと思っております。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 生産調整は平成30年に廃止されますが、麦やソバなどの転作物に係る国の交付金については、これまで同様、継続される見込みでございます。また、町の転作補助金につきましても、JAさんと農家の現状を踏まえて、転作条件を充実していくように協議しながら進めてまいりたいというふう考えております。

また、生産調整率につきましては、今後、県から具体的な数値が示されまして、その数字をもとに永平寺町の生産調整率をお示しし、米の過剰作付とならないように、県、JAと連携して指導してまいりたいというふう考えております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 次に、2問目の墓地建設について伺いたいと思います。

永平寺町では、墓地建設につきましては、福井県の埋葬等に関する法律に基づき指導しているかと思いますが、町内では墓地建設の手続もなく、個人がおの自由で墓地を建設している状況にあります。厚労省生活衛生局長名で出されている墓地・管理の指針によりますと、墓地に関する指導監督は自治事務であることから、適正な墓地管理が行われるよう指導監督の徹底をお願いすると都道府県知事宛てに出されております。あわせて、市町村に対しても周知徹底をしていただきたいというふうにありますので、町内の墓地に関する質問をさせていただきたいと思います。

初めに、お墓を建てるには墓地が必要です。墓地は法律に定められたところに限られますが、個人の敷地にお墓を建てることは現在認められておりません。また、墓地などの設置、移転につきましては役場への届け出が必要となっておりますが、近年及び過去において個人から墓地建設の移転及び設置の申請があったのか否かについてお伺いをしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） まず、近年の個人からの墓地建設でございますが、合併後、個人からの墓地建設に関する申請はございませんでした。ただし、支援団体より2件、宗教法人より1件、建設申請の申し出のほうはございました。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 今の答弁に対してちょっとお聞きしたいんですけれども、今までにそうした建設の申請がなかったと。1件もなかったんですか。

○議長（齋藤則男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） はい。役場のほうへの申請につきましては、今申しましたとおり3件のみでございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） それに関して、また申しわけないですけど、実を言いますと、自分の近くでも6件ほど建ってます。それも家の近くで建てるということは、これは手続してあるものと私は思っていたんですけれども、実際ないということにつきましてはまた今後お伺いさせていただきます。

次の質問に移りますが、墓地には永続性、非営利性が求められておりまして、

墓地は、生活環境との関係から、墓地の設置場所等については墓地埋葬法に従い配慮が必要かと思いますが、町としての所見を伺いたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） 今議員仰せのとおり、墓地の管理につきましては、墓地、埋葬等に関する法律に基づいて進められているところでございます。また、法律によりますと許可者は知事となっておりますが、平成24年より事務移譲ということで市町村のほうに事務移譲されたという経緯がございます。

当町といたしましては、今ほど申しました法律及び県の墓地、埋葬等に関する法律施行条例に定めるところにより許可申請処理等を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 墓地は、公共の利益との調整が必要であります。土地の所有権や利用権を有するからといって、誰でも自由に設置できる性格のものではないかと思えます。住民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他、公共の福祉から支障がないことが大切であるかと思えます。

町内の墓地設置状況を見聞するに、守られていないのが現状であるかと思えますが、町としての所見を伺いたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） 今ほど申しましたように、近年、個人よりの墓地の申請はない状況でございます。また、法律施行が昭和23年ということで、それ以前の建設につきましては、法律条項に適用しなくても、それを認めるような形がとられております。

また、墓地の建設できる法人といたしましては、県の条例によりますと、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人、宗教法人、地縁団体というふうに条例第2条で定められております。

また、設置箇所の条件につきましても、同じく第3条によりまして、学校、病院、人家から100メートル以上の距離、高層な場所、湿潤な場所を避ける、河川、飲料水が汚染されるおそれがない場所というふうに定義されておりますので、当町といたしましても、県の条例に基づいて申請等管理のほうをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 墓地は、永続性や公益性の確保をする観点からも、原則として個人墓地は、先ほども課長が言うとおりに認められておりません。こうしたことから、墓地の建設は計画段階において、許可権者いわゆる役場との協議が必要かと思いますが、過去数年来の墓地建設において協議があったか否か聞きたいんですが、先ほどありませんという答弁がありましたので、これに関してはこれで終わります。

次に、墓地、埋葬等に関する法律では、原則として個人墓地は認められておりませんが、近年、林野または農地に墓地の建設を計画しているとお聞きしております。林野におきましては林野・林地開発の届け出、また農地に関しては農地転用が必要かと思いますが。個人が数人を募集し墓地の建設を履行しようとした場合の町の指導と対応について伺いたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） 先ほども申しましたとおり、墓地、埋葬等に関する法律施行条例第2条によりまして、個人の墓地建設はできないこととなっております。

ただし、地縁団体、宗教法人等からの申請等がございましたら、例えば農振地域であれば農地転用が必要、また山林であれば計画等の申請手続・書類等が必要ということで、そういう申請がございましたら、町といたしましてもいろいろ協議、相談に応じるような形をとっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 墓地の設置場所につきましては、周辺的生活環境との調和が配慮されていることや、関連する法的な規制に対しての許可証明書などが必要かと思いますが。

永平寺町では、墓地建設に当たっての設置場所及び構造設備に関する規制があるのか否かについて伺います。

○議長（齋藤則男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） 先ほども申しましたとおり、墓地建設に当たっての場所につきましては、大きく3つの制約がございます。

ただし、ただし書ということで、今議員仰せのとおり、土地の状況等を勘案し公共の福祉の見地から支障がないと認められたときはこの限りでないというただ

し文がございます。一つの例を挙げますと、学校、民家より100メートル以内のところに建設もしくは増設する場合におきましても、公共の福祉の見地から考えまして、該当する住民の全員の同意書、加えて関係する区の同意書があれば可能というふうな形で、この3点のほか、ただし書の部分につきましてもいろいろ協議、ご相談のほうに応じていきたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 課長の答弁聞いてますと、次の質問することを先に答弁されてますので非常にやりにくいんですけど、それには構わず質問させていただきます。

福井市や坂井市の近隣行政区では、行政自治事務移譲に基づきまして条例を制定し業務を行っているかと思えます。

墓地は、公的施設である道路や学校、公園、病院、また人家などからの距離などが詳細に定められております。また、公的施設の管理者や隣接家屋及び地区・地縁団体などの同意書が条例で定められておりますが、永平寺町におきましては、新規の墓地建設に当たって、近隣住民及び区民への説明と承認、また公共施設である学校や店舗、道路、河川などについての規制は条例化されているのかいないのかについて伺います。

○議長（齋藤則男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） 今ほど議員仰せのとおり、9市におきましては、条例というよりも法律の細則という形での定義がなされております。

当町におきましては、事務移譲に基づきまして事務を進めておる関係上、該当の条例はなく、県の条例を適用した形で進めております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 現在、町内におきまして、個人が自由に、隣接者及び区民の承認もなく、自分の所有地または墓地建設希望者の所有地に共同墓地の建設の動きがあります。今後の政策と指導と対応について伺いたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） 確かに今議員仰せのとおり、墓地の建設につきましては個人ができないとか細かい法律がございますが、実際問題、それが周知されてないというのは事実かと思えます。これにつきましては、行政のほうの周知

がまだ不十分だったというふうな反省をしております。

今後におきましては、ホームページ、広報等に周知するとともに、違反した建設につきましては、法律第21条によりまして罰則規定もございますので、それもお知らせして町民の方に広く周知するような形を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 永平寺町では、町内全域が準都市計画区域に指定され、宅地造成を初め建物などに規制がかけられているかと思えます。これは自然環境や景観などを考えてのことと思えますが、墓地の建設に当たっては特別な指導もしていないように見受けられます。

今後、新たなる墓地建設に当たって規制が必要かと思えますが、環境保全と民生安定を図るためにも条例化を考えているのか否かについて伺います。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 50年前、永平寺町で亡くなられてる方約190名、ことし、28年度が220名弱、そしていよいよ29年度から、ずっと大体二百五、六十人の方が亡くなるという推計が出ておまして、これから墓の需要というのは、一つのこの少子・高齢化の時代の中でこれから墓の需要が伸びてくるというのも想定していかなければいけないと思えます。

その中で、やはりこの法律、県の条例等にのっとってしっかりと法令遵守していただく、また役場からも指導していく、そういったことで条例か規則か、そういったのはあれですが、しっかりと想定しながら、シミュレーションしながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 川治君。

○15番（川治孝行君） 最後に、お願い事ですが、現在申請されてなくて個人の地面に自由に建てているところがあると思えますが、これもやはり役場として把握するべきでないかと。それを法的にどうのこうのと言ってるわけでないです。なぜなら、やはりそういうところがあるということを知っていることによって、次に適切な指導ができるというふうに思いますので、今後、そうした要望あるいはまた申請があった場合に適正な指導監督をお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（齋藤則男君） 次に、16番、長岡君の質問を許します。

16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 16番、長岡千恵子です。

今回も、前回に引き続きまして2番目に質問をさせていただくことになりました。2番目というのは、1番目の方が終わってるんで非常に気持ち的には楽なんですけど、それでもやっぱり顔がこう、きーっと引きつってる自分が非常に寂しいなというふうに思っておりますけれども。

また、今回におきましては2つの質問を通告させていただきました。

まず1つ目は、町内のAEDの設置個数と設置場所で安心、安全が確保できるのかということですが、来年、国体を開催するまでもう1年を切ってしまう、県では運営ボランティアの研修も10月から始まっています。私も10月15日に、永平寺町のふれあいセンターで開催されました研修に参加させていただきました。その研修の中にAEDの救命救急の研修がありました。これは消防長もご存じだと思います。永平寺の消防からもお見えになってましたのでご存じのことだと思います。そこで、以前に同僚議員からもAEDについての質問がありましたので、確認の意味を含めまして今回質問させていただきたいと思います。また、2つ目は、町立診療所の進捗状況についてお伺いしますということで、2つの質問を上げさせていただきました。

まず、1つ目の町内のAEDの設置個数と設置場所で安心、安全が確保できるのかから始めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

町内に設置されているAEDの数は68個で、そのうち、福井県立大学内に1個、それから福井大学医学部に22個設置されており、残りの45個が町内に設置されているという研修での説明がございました。この数字に間違いはございませんでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 消防長。

○消防長（朝日光彦君） 永平寺町内公共施設のAEDの設置数につきましては、町の広報紙やホームページなどで掲載させていただいておりますが、全ての幼稚園、小学校、中学校、福祉施設とその他公共施設等、消防署の貸し出しを入れまして43機。そのほかに、永平寺温泉「禅の里」、道の駅「禅の里」、えい坊館、そして福井県立大学が各1機ずつ、そして福井大学附属病院が22機と、永平寺町内の2地区、松岡春日3丁目、そして谷口区が自主防災組織等補助金の50%を活用して2機整備していただいております、合計しますと50施設71機でござ

ございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

減ってたらどうしようかと思ったんですけれども、ふえてましたので、ああよかったなというふうに思ったんですけれども。それにしましても、町内にある数といいますと、県立大学と、それから福井大学医学部の22個を引きますと、消防にある持ち出し分も含めて48個ということになります。本町には集落が89集落ありますので、AEDの数が48では、単純計算でいきますと2集落に1個の配置というふうなことになると思います。

AEDというのは頻繁に使用されるものではないということは私も承知しております。できれば利用されないほうがいいに決まってるというのも十分わかっておりますが、必要なときというのは一分一秒を争うときではないかと思えます。これは命にかかわることですので、私が申し上げるまでもなく、皆さんそういうふうに周知されていることだろうとは思えます。

町内の集落の半分には、集落数の半分には配置されていないことについて、消防長のご見解をお伺いいたします。

○議長（齋藤則男君） 消防長。

○消防長（朝日光彦君） AEDの必要性につきましては、私も救急救命士ですので十分理解しております。

心臓が突然とまる原因は多くあります。その中の一つ、心臓がぶるぶると細かく震える心室細動が原因になることがあります。この心室細動の場合だけに、AEDでできるだけ早く電気ショックを与え、心臓の震えを取り除くことが最も重要だと言われております。AEDはこの震えだけをとめる機械でございますので、この後、とまった心臓につきましては、一般住民の方が、近くにおられる方が心臓マッサージで回復させなければいけません。

では、AEDがなかった場合はといいますと、良質なしっかりとした心肺蘇生法、心臓マッサージを行っていただくことで、この心臓の震えを延長させておくことができると言われております。

現在、救急車が到着するまで、永平寺町は、昨年4月に高機能指令センターの開設で、全国平均約8.6分間より短い6.3分間でございました。この間、住民の方々に良質な心肺蘇生法、心臓マッサージを実施していただき、救急隊員

に引き継ぎ、救急隊員によって電気ショックを実施することが最良と考えております。

また、町内の集落の配置につきましては、配置場所、高額な機械ですので盗難防止などの管理、保守点検などを考えますと、課題は多くあると思います。しかし、本町といたしましては、今後、地区でのAED設置並びにAEDの購入に際しましては、先ほど申しましたとおり、各地区で整備していただいている自主防災組織等補助金50%の補助を活用して整備していただきたいと考えております。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 消防長のお考えはよくわかりました。

ですけれども、先ほどの答弁の中にもありましたように、AEDの設置場所についても、学校とか役場とか、あるいはその他もろもろの公共施設の中にあるということをおっしゃっていました。

ここで一つお伺いしたいんですけど、公共施設以外では設置されているところというのはあるのでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 消防長。

○消防長（朝日光彦君） 先ほどの設置場所のほかには、福井県AED普及啓発推進協議会や一般財団法人日本救急医療財団が、町内の事業所でAEDの設置を公表してもよいと登録されている事業所をホームページで公開しております。それによりますと、病院で、医院で2施設、民間の福祉施設2施設、民間の事業所6事業所、合計しますと55施設80機となっておりますが、しかし消防署のほうで把握しております、公表を希望しない施設等がありまして、それを入れますと永平寺町内77施設110機となっております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 私の知らないところにたくさんのAEDが配置されているということはよくわかりました。よくわかったんですが、公共施設や人の集まるところに設置することは、もちろん十分大切なことだとは思っております。数に限りがあるということも承知しておりますが、その中で、1年365日24時間体制でAEDが運び出せるところということになってくると、ほとんどないのではないかなと、今おっしゃった答弁の中からは私は感じたわけなんです。

以前に、同僚議員からコンビニに設置してはどうかという提案があったことを

私は記憶してるんですけど、消防長も多分記憶されているだろうと思いますし、心当たりがあると思うんですけども、AEDが必要なとき、公共施設が開館してAEDが使える状態にあるとは限らないと思います。むしろ、病気が発症するときというのは、時間はもちろん選ばないですから、早朝であったりとか深夜であったりとかという可能性のほうが高いように思います。

そういうところに置いて、もちろん救急車を呼ぶことは一番大切ですし、救命士の方に処置してもらうこと、これが一番いいのかもわかりませんが、やはりその心臓マッサージをするにしても、我々素人には心臓が細動してるかどうかなんて見た目にわかりませんので、その機械を取りつけて、この機械の指示に従ってスイッチを押してくださいと言われないと、それが効果的かどうかを見た目で判断することがまずできないんですよ。

となってくると、やはり今の設置場所で効果的かなということについてお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 消防長。

○消防長（朝日光彦君） 議員仰せのとおり、町では公共施設のほうで設置しております。それについて十分かと言われますと、このAEDの適正の配置に関するガイドラインというものがございまして、それによりますと、AEDの効果的、効率的設置に当たって考慮すべき、多くの人々が集まる場所や公共施設には必要とされております。

一応そういうことを観点としまして私たちはAEDを設置しておりますけれども、このような観点から、議員の仰せのとおり、AEDの設置場所については、本町としましては、各地区でAEDを購入する場合には自主防災組織の助成金50%で対応をお願いしたいかなと考えております。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 私が思うのは、今も申しあげましたように、町民の誰もが、いつでも使えるような状況にあることが大切だと思うんです。

ということになってきますと、AEDの設置場所というのは、例えば、例えばですよ、消火栓の近くに消火ホースが設置されてますよね。赤い箱。あれ何ていうんか知りませんが、「消火ホース格納箱」って書いてあったと思いますけど。ですよ。例えばAEDが公共施設の中にあって、しかも、あるところに鍵がかかって中に設置されてますよね。そんなだったら、例えば役場までとりにきて、役場はあいてましたけれども、鍵がかかっているためにAEDが取り出せないと

いうんでは、消火栓があっても消火ホースがないのと同じだというふうにはお考えになりませんか。あっても飾りでしかないということにもなってしまいます。使えて初めて、そのAED、高いお金を出してAEDを設置する値打ちというのが出てくるのではないかなというふうに思うんです。

もっと、確かに盗難に遭ったりとかいたずらされたりということは十分に考えられますので、その辺は考えないといけないのはよくわかりますけれども、その設置場所及び保管の方法というのについてはもうちょっと考える必要があるのではないかなというふうに思いますので、その件について、町長並びに消防長のご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、AEDにつきましては、人が集まる場所に設置してあります。本当に理想は、一家に1台AEDがあるのが理想だと思います。ただ、今、永平寺町では普通救命講習、また防災士の資格のときにもまたこういったAEDの資格がないと取れないということで、多くの方に普通救命士の資格を取っていただいて、心臓マッサージとかAEDの使い方とかというのを勉強していただいています。

今、消防長からもありました、消防に電話をしますと救急車が約6分半で到着します。その間、例えば家からAEDをどこかにとりにいって帰ってきてつけるまでにどれぐらいの範囲が、6分以内、二、三分の場所にあると一番効果的だと思いますが、なかなかそれも厳しいところもあると思います。やはり普通救命講習を一人でも多くの方に取っていただいて、慌てずに、そういった場合、心臓マッサージをして救急車に来てもらうのを待つというのも一つですし、もう一つは、AEDの貸し出しもしておりますので、例えば区のイベントであったり、そういった人がいっぱい集まるときにはAEDを貸し出しをしておりますので、借りていただいてもいいなと思いますし、また、谷口区、春日3丁目区のように、AEDを自主防災の補助金を利用して導入している区も出てきております。やはりしっかり啓発もしながら、区の皆さんで、じゃ、どこに設置をしたらいいかというのを考えていただければ、なおいいかなとも思っておりますので、よろしく願います。

○議長（齋藤則男君） 消防長。

○消防長（朝日光彦君） 先ほどの答弁でも、今町長も答弁されましたけれども、消防長としましては、とりにいくよりも消防署に早く通報していただいて、そして

除細動、救急隊による電気ショックが全てとは言いませんけれども、それが一番いい今の永平寺町の流れでないかなと考えております。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 実際に私も何回かAEDの講習を受けました。今、この場でとっさに誰かがそうなった場合に、じゃ、それを使えるかといったら非常に自信ないです。何回受けても何回受けても、そのときはしっかり覚えたつもりなんですけれども、1カ月、2カ月たつとどこか頭のずっと隅っこのほうに行ってしまうって、これで本当に大丈夫かな、人の命がかかっているとと思ったら、かなり大変な緊張だろうと思うし、精神的な不安というのは大きいだろうと思うので、なかなか町民の皆さんが全員使えるようには、これ一番の理想なんですけど、それはあくまでも理想論というのは自分で言いながらよくわかってるんですけれども。

高齢化がだんだん進むということになってきますと、やはりお年を召せばその可能性というのが若い方より、でも心臓が急にとまるというのは若い方でもあるんですけれども、可能性としては、やはり若い方よりも高齢者の方のほうが可能性が高いと思います。高齢者、特に団塊の世代の方がだんだん高齢化が進んでいく中では、やはりみんなで助け合っていくというのも絶対必要なことだというふうに思いますので。

救急車だって常時消防署にいるとは限らない状況になるという場合もあるんじゃないかなというふうに思うので、そこら辺は、地域包括支援ではないんですけど、みんなで協力できるところはできるというところから考えますと、私の家から一番近いところでは役場だと思います、あるのは。それでも歩いてくると5分かかります。車で来れば1分ちょっとで来ます。ここへ来て、「わあ、鍵、鍵、鍵、鍵」と言いながら持って帰っても、多分5分以上かかると思います。救急車のほうが早いというふうには、おっしゃることはよくわかります。そういう状態が皆さんの中にあるというのはよくわかるんですけれども、やはり私としましては、町民の皆さんが一人でも多くAEDを使えるように、何回も何回も繰り返して講習を受けることによって徐々にそれが身につくものかなというふうにも思いますし、そういう講習会というのは随時やっていただければというふうにも思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 消防長。

○消防長（朝日光彦君） 平成29年中、本日までに実施した救急講習は、永平寺町

内の中学生1年生対象、そして福井県下トップの防災士数であります。その中の受験資格であります普通救命講習会を含めまして、本日までに60回実施しております。約2,700名が受講されております。なお、普通救命講習の有資格者は、永平寺町の住民3,384名となっており、約18%、5人に1人が有資格者という状態で、これは県下でもトップクラスでございます。

講習内容につきましては、9月9日の「救急の日」の行事として、永平寺北地区自主防災組織の連絡協議会の訓練とあわせまして、福井大学の地（知）の拠点整備事業の一環で、福井大学の救急部の教授による家庭の応急手当に関する講習や、大学生の寸劇でわかりやすい応急手当の講習のイベントを実施いたしました。このときの訓練の参加者の感想の中で、「楽しく大変わかりやすく、大事なことでもあり、今後もこのようなイベントを続けていってほしい」という要望がございました。

消防署といたしましては、今後も、わかりやすく住民の皆さんに参加しやすい救急講習会を企画、開催して、救命率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

講習会については今後もどんどん回数ふやしていただきまして、1人が1年に1回ではなくて、3カ月に1回ぐらい受けたらちょっとは覚えていられるかなというふうに私は思いますので、とりあえず実施訓練が、体に覚え込ませることが一番大切なかなというふうにも思いますし、頭ではわかってても気持ちが動転すると頭の動きには体はついてこないというのが実態だろうと思います。

多分、私は一生懸命訓練を受けても、実際にと考えるとなかなかできないだろうなというふうに、それがまして自分の家族であったりとか知り合いであったりとかということになったら、その人のことを、その人の命というのを考えると、やっぱり一歩も二歩も後ろに下がってしまうのではないかなと。それを克服するためには講習も必要ですし、それと身近なところにAEDがあればという、後になって後悔することのないようなやり方、それから誰かにちょっと連絡すればすぐに使えるようなところに設置していただくというのも必要なことだというふうに思いますので、今後そういうふうな方向で考えていただければ、もっともっと地域での協力というののできてくるのではないかなというふうに思いますので、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩いたします。

（午前10時55分 休憩）

（午前11時05分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

長岡君。

○16番（長岡千恵子君） それでは、引き続きまして、2つ目の質問に移らせていただきたいと思います。

2つ目の質問は、町立診療所の進捗状況はについて質問させていただきたいと思います。この12月の定例議会におきまして、補正予算で町立診療所の調査費が計上されておりました。以前から町立診療所については聞こえてくることもありましたけれども、今回、調査費が計上されたということをお伺いしたいと思います。

まず、町立診療所を開設しようという目的についてお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） お答えします。

一口で申し上げますと、在宅医療提供体制の確保、それから受療の適正化ということをお目としております。と申し上げますのも、永平寺町の高齢者施策の目標と申しますか目的なんです、地域包括ケアシステムの構築でありまして、高齢化のピークを迎える2025年を見据えて充実を図っていく必要があると考えております。このシステムの根幹と申しますのは医療と介護が連携したサービスでありまして、今後飛躍的に増大するニーズに対応するために提供体制を整えるような施策を現在、国、それから県、それから全国の自治体も医療構想の策定などさまざまな取り組みを行っているところであります。

本町の医療サービスについて、特に外来診療につきましても、町内の先生方、それから近隣の先生方も大きな力をいただいておりますが、現状として福井大学附属病院に大きく依存しているという状況になっております。これらは保険医療費の高騰でありますとか、大学にしてみれば特定機能病院の機能の発揮、こういった点に好ましくないという影響が出ていると思われまします。現状としましては、今後重要となります医療と介護が連携した在宅医療の提供体制の整備、この点について本町では若干の不足があるというふうにお伺いしております。

そこで、福井大学と連携体制を現在とっておりますが、そういった協議の中で、町立診療所を設置して外来診療、それから在宅医療のサービス確保、それから在宅医療に携わる医師の確保、それらをあわせて取り組んだらどうかと、教育の場も確保しようと思定したというところでございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 町立診療所ということになってきますと、普通に考えますと、本町には福井大学の医学部がありますので、医師の派遣ということになると、私だけでなく町民の誰しものが福井大学医学部からお医者さんは来るんだろなということをも多分想像するのではないかというふうに思います。

そこで、もう既に福井大学の医学部とは協議ができているのでしょうか。また、開業医院のような総合的に診てもらえるようなお医者さんをとというふうにお考えになっているのでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 現在の体制について、福井大学医学部附属病院などと本町の医療提供体制について協議しておりますが、大学と診療所の協議が正式に調っているという状況ではございません。今回の補正予算、調査委託料をお願いしましたが、永平寺町の受療動向から推計して、必要な量とか体制、そういったものを判断したいというふうに考えております。あくまでもそういった判断に基づく資料としたいというふうに考えております。

それから、総合診療医という新しい専門医の育成が国においても定められました。今後はかかりつけ医として幅広い診療が行えるというようなことを目指しております。

それから、医療の提供体制については、福井大学病院からの派遣によるとかというのも想定しておりますが、一番にはやっぱり、もしかすると民間の方が手を挙げていただいて永平寺町でやりますよといったことも期待できないわけではありませぬので、その点も判断の一つに加えたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 今の答弁の内容から見ますと、まだ派遣されてくるお医者さんの人数だとか派遣の仕方だとか、例えば交代制とか決まった人が来るとかというようなことなどは決定されてない、これから協議して決めてかないととい

うことだし、民間の方で、例えばお医者さんをしていた人が、勤務医だった方がその病院を退職されて、ちょっと余暇が出たので、じゃ、そういうところで今まで培ってきたノウハウを町民の方に示そうという方がもし出てこれれば、そういう方も含めてというふうには考えられるかなというふうには思いました。

そういうふうな状況におきますと、やはりどうしてもお年寄りという、お年寄りだけじゃないですけど、なかなか自分が病気になったときに自分の症状をうまくお医者さんに伝えることができない。例えば「頭痛いですか」「はい。頭痛いです」とか「はな出ますか」「はい。出ます」ってその程度は答えられますけど、「ちょっとこの辺がむかむかしんどいんで、こう締めつけられるようなどうのこうの」と、その状況というのは、そういうふうには言葉でなかなか。人によっての温度差もありますし、感じ方も違うと思うので、伝わり方も違ってくると思うので、なかなか難しい中での人選は非常に難しいだろうなというふうには思っておりますけれども、今お考えいただいているような総合的な総合診療科みたいなのをお考えになってるのであれば、そういったお年寄りの気持ちを酌んでいただけるようなお医者様が来ていただくと非常にいいかなというふうには思っております。

私が思っているところでは、やっぱり町のお医者様の医療の状況を見ますとどうしても訪問医療というのが手薄になっているような、全くないとは言いません。福井市内のお医者様でも訪問で来てくださってるお医者さんもいますので、全くないとは言いませんけれども、どうしても難しいのではないかと思いますので、やはりせっかくお考えいただくんでしたらば、訪問医療ということを重点にお考えいただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 訪問診療につきましては今後重要になると認識しておりますので、ぜひ24時間体制を目指して取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） まだ今の段階では、その診療の内容とか、あるいは外来もするのか訪問医療だけにするのかというような形態、それから診療科等につきましてもなかなかお答えいただくのは、まだ協議の最中というか、協議をこれから進められるということなので難しいとは思いますが、あえてその点についてはお伺いいたしませんけれども、町としては、診療所を町のどの辺につくったら効果的かなぐらいは考えてらっしゃるんじゃないかと思っておりますので、その場所に

ついてお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 町内の状況をいろいろ勘案しまして、現在では御陵地区での開設を見込んでおります。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 御陵地区といいますと目の前に福井大学病院がありますから、大学病院との連携ということを考えますと一番いいかもわかりませんが、御陵地区にもまだまだ町の公共施設が十分に使われていない、活用されていない施設もあるかと思っておりますので、できればそういったところを優先にお考えいただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 御陵地区の場所につきましては、まだ検討事項でございますので申し上げることはできませんが、さまざまな状況から判断していきたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 次の質問は、多分今お聞きになってらっしゃる町民の皆さんが一番関心を持ってらっしゃることだろうとは思いますが、果たしていつごろから診療を開始していただけるのか、いつごろを目途としていらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回、補正予算で可能性の調査をさせていただきます。今、いろんなまちのこういった診療所のお話を聞かせていただいております。やはり外来をやっている診療所は収益を上げております。それをいかにこの24時間体制に回すことができるか、そういった指定管理の中で、じゃ、幾らぐらい永平寺町は負担を現実しなければいけないかというのをこの調査でさせていただきます。

そしてまた、これいろいろな関係機関との合意もなければ進まないところもあります。ただ、地域包括ケアシステムの構築の中で、これから25年、そして2050年まで高齢化が進む中で、永平寺町で安心して住めるのには必要な施設かなとも思っております。そういったので、今回調査をしていただきまして、また

議会のほうにもいろいろ方針を示していくことになります。そのときにいろいろな提案、ご意見もいただければと思います。

それと、場所につきましては、やはり今、公共施設の再編の計画の中で、なかなかやしていくのも難しい。そういったこともしっかりと踏まえてやっていきたいと思いますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

それと、御陵地区には大きな病院はありますが、診療所がない地域ということもあります。また大学と近いということもありますので、今、調査の段階の中では御陵地区ということで進めさせていただいております。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

町立診療所、できれば夢のような話だと思います。といいますのは、やはり今の町内の開業医の先生方、かなり皆さんお忙しくて、なかなかというか全く応診に出られない状況にあるというのは、先生方のお話からもよく耳にすることです。そうしますと、足が痛くて歩けないけれども、車椅子になっちゃったけど、寝たきりになっちゃったけどという方も何とかしてその開業医の先生のところで診ていただくとして、例えば社協さんをお願いするとかして通院してこられている方がいらっしゃるのをお見受けします。

そういった中では、やはりその訪問してくださるお医者さんというのは、そういう介護をしなければいけない人を持つ家族にとっては何よりも心強い手助けになるというふうに私は思いますので、だんだんだんだん私も含めて高齢化になっていくのは、これ誰しも公平に一つずつ、1年に1個ずつ年とるわけですから公平なんですけれども、その体の身体能力は決して決して公平ではありません。若くて亡くなる方もいらっしゃいますし、若くて障がいを持たれる方もいらっしゃいますので、そういったことも含めると、そういう状態になっての余命もどれだけあるかわからない状況の中では、やはり在宅介護を展開しなければいけない状況にあるというのも、もう町民の皆さんも全てご存じになっていらっしゃるのだらうと思いますので、一日も早い町立診療所というのを開設していただくということが何よりではないかというふうに考えますので、ぜひともその点を念頭に置いていただきまして、前向きに、検討ではなくて推進していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

ご所見があれば。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 地域包括ケアシステム、実は数年前から永平寺町のこのシステムをつくるのにどう構築していくかというのを考えていく中で、やはりこうだった、安心して、ちょっと不自由になられても家のほうに来てもらえる。特に永平寺、上志比地区のほうがちよっと範囲的に弱いという推計も今出ておまして、松岡地区はどっちかという福井のお医者さんが来てくれるところもあるみたいです。ただ、これから高齢者の皆さんもふえてまいりますし、救急車の出動一つにしても年々ふえております。そういった中で、この診療所につきましては大きなこれからの核になると思っております。

ただ、町の負担であつたりそういったものをしっかり判断した上で進めないと、逆に将来に負担を残すのではまたちよっといかなものかなとも思いますので、今回の調査をしっかりと踏まえまして何とかできるように頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤則男君） 長岡君。

○16番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

先ほどのAEDの質問のときに消防長は救急車呼んでくださいとおっしゃいましたけれども、救急車を呼ぶと多分、福井大学の病院とか、あるいは県立病院とか済生会病院とか、そういう先端技術を持つ病院に運ばれてしまいます。もう高齢者になって、やはりお年寄りにお伺いしますと、おうちで死にたいと思ってる方がたくさんいらっしゃると思います。それがご本人にとっても一番幸せなことではないかなと私は思いますので、そういった面も含めると、救急車で運ぶだけが一番ではないのではないかなと逆に思っているのも現実です。

そういった意味も含めると、やはり訪問医療、診療所、地域の医療の活性化というのが非常に大事なことだというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

これで私の一般質問、終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（齋藤則男君） 次に、7番、小畑君の質問を許します。

7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） それでは、通告によりまして3つの質問をしたいと思います。

最初の質問です。30年からの新たな農業方針はということですが、これは先ほど川治議員が質問されております。なるべくダブらないような質問をしたいと思います。

それと、先ほど川治議員の質問の中で、今後、市場経済に任せるのかという質問の中で、これからも減反方針は続けますという回答があったと思います。これは質問にはなかったんですが、この強制力をどのように担保するのかなと思います。

強制力がなくなるということの中で強制力をどう担保するのか、お伺いしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 30年産からは減反政策廃止ということで、まず強制力というものは発生しませんが、これはやはり米価を守るためには、皆さんが減反を、与えられた生産数量を守ってもらうということが大前提にあると思いますので、こういったような指導をしっかりとしていきたいというものでございます。

○議長（齋藤則男君） 小畑君。

○7番（小畑 傳君） 実はこの前の議会と語ろう会、10月30、31日にありましたが、その中でも、生産調整というのは農家からしますと一つのおもしろになっておりました。そのおもしろが取れるということで、逆に言いますと、今、特に米の生産体系、機械化体系は非常に進んでおりまして、少なくともある機械を利用していききたいと、そういう生産調整がなくなるならもっと米をつくっていききたいんだという意見もありました。これはそういう意見であります。特に米どころの坂井市、あわら市なんかではそういうことも聞かれてるんだという意見を聞いております。これがいいか悪いかは別にしまして、そうなれば、当然米の価格が下がってきて農家にもダメージを与えるということになりますから、そうならないようにひとつしていきたいし、してほしいと思います。なかなか難しい課題かなと思っております。

それで、質問の中で、私、これ29年度の水田農業構造改革対応のしおりという、この農関係の冊子であります。これは町から出しております。これに基づきまして質問をしたいと思いますが、最初に3つの補助金の質問をしたいと思います。後ほど奨励金、それからこの中にあります補助交付要領について質問したいと思います。

最初の3つであります。担い手の集積補助金ということです。28年度に2,280万ほど支出しております。これは担い手である農業者いわゆる大づくりの方だろうと思います。それから農業生産者ということでもあります。これを見ますと、転作で0.5ヘクタール以上いわゆる5反以上の面積をつくって、その作付

面積に応じて助成をするということで、対象作物も大麦、小麦、それからソバ、大豆ということになっております。ただ、金額が28年度と比較しますと、例えば大麦、小麦にいたしまして、1反当たり1万5,000円が29年度は1万4,000円に下がっております。それから大豆、ソバにしましても、1反当たり7,000円が29年度は4,000円に下がってきております。なぜ金額が下がったのかなということなのです。

それから、周年作付補助金。これは28年度で283万ほど支出してございます。これは転作の田んぼで先物作付と後物作付と分けて、いわゆる年間を通じてつくっていただくということが目的のようであります。これも作付の補助金が、反当たり3,000円が29年度は逆に4,000円に上がっております。これなんかも、これは上がったでいいんですが、上がったたり下がったり調整した部分、どういう考えかということでもあります。

それからもう1点、地域振興作物の補助金。これは28年度のとき410万支出してございます。これは地域振興作物を奨励するということでもあります。タマネギ、ニンジン、これに関しては反当たり2万円を29年度は1万5,000円に下げしてございます。ニンニクに関しても反当たり7万円が6万5,000円、それからピクニックコーンも反当たり2万円が1万円ということで補助額が下がってきております。

若干上がったたり下がったりがあるわけですが、基本的に、いわゆる水田をやりにくくなっているこの農業の中でいかに水田を利用した畑作を奨励するかという中でこのような若干の補助金の上がり下がりがあるわけですが、どうしてこうしたのかなということをお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） まず、担い手集積の補助金、それから周年作付補助金、それから地域振興作物の補助金、この3点でよろしいですかね。

○7番（小畑 傳君） はい。

○農林課長（野崎俊也君） はい。この補助金につきましては、毎年JAさんと協議しながら補助単価についてその年の農業情勢を反映したものでありまして、29年度には、この担い手集積補助金につきましては減額見直しを行っております。この見直しを行った理由としましては、まずこの対象作物の麦、大豆、ソバにつきましては、国において、戦略的な重要な穀物ということで国の経営所得安定対策補助金において十分な支援があるということで、採算性がとれるだろうという

判断のもとに下げさせてもらいました。ちなみに29年度の補助金が2,018万でございます。

それから、周年作付補助金につきましては、農地利用を図る上で二毛作の推奨というのが非常に重要でありまして、現状、二毛作に向いているソバ、大豆の抛出量が少ないということから、単価を上げて少しでもつくりやすい環境を整備したいという狙いがありました。29年度の補助金額は404万円でございます。

それから、地域振興作物でございますが、補助単価の見直しの理由でございますが、従来の、ただ作付さえもらえるというような面積割の補助金から脱却して、よりよい品質の作物をたくさんつくってほしいという思いから、出荷奨励金のほうを充実したわけでございまして、そのためにこの部分を減額したというものでございます。ただ、本年度は地域振興作物の面積がふえる見込みがありましたので、補助金額は463万5,000円と昨年より34万5,000円の増額を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 小畑君。

○7番（小畑 傳君） 今ほど、なるほどなところもあります。それから地域振興も出荷奨励のほうにシフトしたいんだということもある意味わかります。

次の質問ですが、これの出荷数量の奨励金のことなんですが、これは地域振興作物等の生産を推進し農協出荷を奨励するため、出荷数量補助金を助成ということとあります。いわゆるJAから出荷証明があった農業者、農業団体ということの位置づけであります。

内容を見ますと、生タマネギでキロ当たり10円、乾燥タマネギでキロ当たり30円、ニンジンでキロ当たり40円、ニンニクでキロ当たり200円から100円、ピクニックコーンで1本当たり20円という奨励措置であります。

ただ、この要領を見ますと、出荷数量奨励金は「地域振興作物等の生産」とありますが、実質は地域振興作物のみの奨励金となっております。農家の中にはいろんな作物をつくっております。それとJA証明書があった農業者は対象にしてもいいということなんですが、例えばブロッコリーとか、あるいはキャベツとか白菜、そういう作付もあるんですが、これなんかはこの「等」という言葉の中からは含めないかんですが、実際はそういうものは含まれていないということとあります。これなんかももう少し幅を広く取り扱う必要があると思います。

それからもう一つ、逆にJA出荷でなくても、この出荷奨励措置というのはほど

こを向いてこの奨励措置があるのかなど。農家を向いているのかJAを向いているのか、それによって多少方向性が変わると思います。やはり奨励措置は農家のほうを向いてお願いしたいと思います。

そういうことで、れんげの里の販売する場所もあります。あそこへ出荷されるんだったら、例えば奨励措置にするとかという方法もあろうかと思います。そこら辺等お伺いします。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） まず、「地域振興作物等」というのは、レンゲ米が含まれておりますので「等」というような表現をしております。

それから、地域振興作物に指定されている4品目につきましては、町の水田農業構造改革対策補助金のほかに、国の経営所得安定対策補助金の中にあります産地交付金という枠において支援を行っております。こうした国、県、JA、町が一体となって一大産地をつくり上げるというようなことを目指して、戦略的な取り組みの中で町の転作補助金として補助金額を設定しているので、あくまでもこの品目にこだわって助成の対象としたいというふうに考えております。

そのほか、農作物とか加工品、これは先ほどおっしゃいましたように、れんげの里や道の駅に出荷した場合に売上高の2%を補助する地産地消支援事業補助金というのがございまして、これを活用していただきたいというふうに考えております。ただ、この地産地消支援事業補助金につきましては、出荷組合の登録が必要ということになりますので、よろしくお伺いします。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 小畑君。

○7番（小畑 傳君） やはり農家というのは、米なら米に一つ特化してやりたい農家もありますし、野菜をつくっている農家というのはいろんなものをつくりたいという志向もあります。そういうときに、少なくとも少しでももうけたいという意識もあります。人がつくっていないものをつくりたいんですね、正直言いました。そのときに、やはり多様性があることがこの消費者ニーズにも応えるということになるかと思えます。そういうふうな対応、対策も当然あるべきかと思えます。ここら辺等の奨励措置ももう少し柔軟に対応していただけるとありがたいと思えます。

それからもう一つ、永平寺町の水田農業構造改革対策の補助金の交付要領からお伺いしたいと思えます。

まず、第1条の趣旨の中に、水田農業の構造改革を推進するために補助金は予算の範囲内で交付するとあります。6条にも補助金額については単価調整をすることがあるとなっております。要は枠の中でやりますよということであります。

ただ、補助金の枠の設定は面積割とか重量割で決めているので、それに沿って私は支出するべきでないかなと思います。収量が例えば多くとれると補助金は半分になるのか、逆に半分しかとれない場合には、じゃ2倍になるのか。農作物は気象条件に大きく変動いたします。そういうことで、私はこの要領も多少のことは補正予算を組んでもいいのではないかなと思います。御所見を伺います。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 補助金の単価調整につきましては、予算の設定段階でJAさんに面積とか数量に対して詳細な助言をいただいております、正直、その数字をもとに予算を組んでいるということでございますので、大体その当初の補助金枠内におさまるような感じでございます。

ただ、議員おっしゃるとおり、意欲あるような農家さんが一生懸命に農作物をつくったということでありましたら、積極的に町としても応援したいということもございまして、仮に予算が超過した場合においては、補正予算という選択肢も含めて適切な対応を検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 小畑君。

○7番（小畑 傳君） 今の課長のお話聞きますと、いろいろと「JAとの協議の中で」という言葉が出てきております。

この前、実はJAの会合がありまして行きました。そうしたら支所の廃止をするということでありました。多分、人員構成も変わってくるのかなと思います。その裏には1県1JA構想があるかなと思いますが、農協も非常にこれから大きく変わっていくのかなと思います。当然、農業情勢も30年以降大きく、米の情勢が変わりますから、変わるんだろうなと思います。非常に難しい時期を迎えているなという感じがします。

ですから、やはり余り、こんなことを言うとJAに怒られますけど、JA頼みじゃなしに、もう少し主体的に農業をどう捉えるかということも考えていただきたいなと思います。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 実際、JAさんでは、各作物ごとに担当者がおりまして

町内の作物状況をくまなく把握しているということもございまして、こういった補助金を設定する上では、どこでどれぐらいついているとか、方向性とか、どれだけ面積をふやすとか、そういったことを逐一情報を持っておりますので、そういうものを参考にして補助金枠というのは組まさせていただきます。

ただ、議員おっしゃるとおり、町の方針としましても、やはり積極的に農業に取り組んでいただけるという農家は町としましても積極的に応援するつもりでございますので、そういったことを踏まえながら今後進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 小畑君。

○7番（小畑 傳君） 非常に難しい問題ですから、なかなかそう簡単に解決できないと思います。ひとつ取り組み、よろしく願い申し上げます。

それでは、次の質問に行きたいと思います。

学校教育支援員の雇用形態はということであります。

本町の義務教育、小中学校における対応は県内でも大変すぐれていると自他ともに認めるところであります。

そこで、児童生徒に対する教育指導についてお聞きをいたします。

時代とともに変貌する教育現場は、いろんなことに対応して大変忙しいと思います。さらに父兄対応とか文科省対応など、複雑さも加わってきていると聞いております。

そんな中、これらを解消すべく児童生徒たちのサポートとして、ひいては教壇に立つ先生たちの補助要員として支援員（学校教育支援員）がおられると思います。多分、これは誰でも支援員になれるとは思いませんが、何か要件があるのか、資格が必要なのか、さらに現在どのような仕組みで雇用形態があるのかお伺いをいたします。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 学校で今支援が必要な児童生徒、大きく分けると、排便等も含めましてそういう日常生活の支援、それから学習による支援、それから不適應を起こしてまして登校に無理等がありましたら登校に関する支援、そういうような3つのパターンがあります。今、採用に当たりましては、退職された先生方、あるいは教員採用試験を今受けておられる方、それから教員の免許状を持っておられる方、それから看護師の資格を持っておられる方とかカウンセリングの

資格を持っておられる方、そういうような方を優先的に採用するように当たっているんです。

ところが、今、なかなか人材がなくて、無資格とか無経験者の方でも来ていただいて、私と校長先生と一緒に面談させていただいて、この方ならこういうところでなら支援していただけるなという、そういう方がおられれば適材適所で採用しているというような現状です。

実際、採用の形態につきましては、常勤の方が8名、それから時間によって帰られる方、時間給の対応をしている方が17名。男子の方が5名、女子の方が20名の合計25名で今行っているのが現状です。

○議長（齋藤則男君） 小畑君。

○7番（小畑 傳君） 本当に、学校の先生とは別にこういう支援の先生方がおられるということで、学校の教育水準も保たれているのかなと思います。

思ったとおり、女性がほとんどを占めていると思いますが、年齢的な要因もあるんでしょうが、教育現場での同一労働、同一賃金的考え方、あるいは最低賃金の遵守、それから雇用要件が、一年一年で多分切っているんだと思うんですが、その中で昇給というのは難しいかもしれませんが、昇給はあるのか。それから、長年連続して来られる方に対しての年休などはあるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 賃金面で県との比較とかそういうようなものもありませんし、男女差、年齢差、それから、以前は生活支援員と登校支援員とか適応指導教室の指導員とか別々にやってたんですけれども、やはりいろいろその学校その学校で適材適所に活用してほしいということで学校教育支援員というのを一本化しましたので、賃金等の差、そういうようなのは全くありません。

いろいろ1年、2年、3年とか長くなる場合には、町の総務課の担当の方と連携を深めましていろいろ指導も受けながら、町のそういう非常勤職員と同じような形で今進めているのが現状です。

○議長（齋藤則男君） 小畑君。

○7番（小畑 傳君） 特に男性の場合が、多分教員の免許を持っておられる方がほとんどだろうと思います。本採用を待っておられる方も中にはおられるのかなと思います。

ただ、女性の場合は、男性とまた違った思いがあるんだろうと思います。その

場合に、特に給与面に関しては、夫の扶養に入っているということとか、第3号被保険者、これは年金ですが、そういう部分も含めてなかなか雇用形態は難しいんかなと思います。

しかし、やはり義務教育の水準をこれからも保つためには、これはもう支援員の方のお力をかりなければなかなか難しいという環境にあらうかと思います。これから支援員の方が安心して頑張れる環境づくりをお願いをしたいと思います。

それでは、3つ目の質問に移らせていただきます。

禅の里笑来の将来展望はということであります。

ことしの7月7日にオープンしました禅の里笑来は、来年1月でオープン半年を迎えるところになります。町内の方から施設や土地の寄附をいただき、町から一部助成金で商工会が施設の改修を行いました。さらに、町内外から出資金（資本金）を募りまして、宿泊施設の少ない本町におきまして、ある意味鳴り物入りで船出をしたところであらうかと思っております。

えい坊くんのまちづくり株式会社に——これは管理委託だろうと思うんですが——経営を任せておりますが、4カ月余り経過したところで、今までの状況、特に客入り等はどのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 7月からの利用実績としまして、11月末現在で、宿泊が42日間、219名という人数でご利用いただきまして、稼働率が28.4%、日中の利用が8日間で105名という利用実績でございます。宿泊と日中利用の合計が50日間で324名、稼働率が33.8%という利用実績でございます。

宿泊219名の利用状況でございますけれども、自動走行関連の企業さんと慶応大学とか早稲田大学の学生による利用、あるいはお盆の時期の帰省、友人、仲間同士の利用といったような利用状況でございます。県外からの宿泊者数が172名でございまして、全体の78.5%、残り47名については町内、県内のご利用者ということでございます。

日中利用の使い方としましては、自動走行実証実験関連ですとか商工会、あるいは県立大学の教養ゼミ等の利用というふうになっております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 小畑君。

○7番（小畑 傳君） 禅の里笑来は、やはり一般の方からのいわゆるご寄附、施設、

土地も含めての寄附ということですが、今の現状を見ますと、多分、こういう施設というのは町内に相当数あるのかなと思っております。たまたまこの施設は禅の里笑来という形でこういう宿泊施設ということになりますが、例えば、以前に能登の珠洲市に行って研修をしたことがあります、あいた施設をお試し期間ということで、半年とか3カ月とか区切って宿泊をしていただくということを知ったことがございます。私の質問の趣旨からちょっと離れますが、そういうことも一つ考えていく必要があるのかなと。永平寺町は非常に子育て支援もいいし、いろんな条件がいい町ですよということも含めて考えてもいいんじゃないかなと思います。

それから、くしくも永平寺町の本山では2年後、2019年秋オープン of 宿坊、柏樹閣ですか、の地鎮式がこの前行われました。町長も参加をされております。

「この施設、禅の教えを世界に発信する中心地になることを願っています」ということで小林昌道監院が語っておられました。

禅の里笑来という、このネーミングからして、私は本山との共同歩調も、今すぐじゃないんですが、いわゆる2年後、試行して考えてもいいんじゃないかなという気がします。最近の観光形態が変わってきております。宿泊状況も変わってきております。その中で1棟貸しがいいのかどうかも含めましていろんなことが考えられます。その中で今後の課題、改善点があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 施設につきましては、ご利用者の方々からいろいろご意見いただく中で、快適で設備も充実しているというような形で利用者の方の評判は非常によいというふうなことでございます。

ただ、利用状況から見た課題といいますか、これからの改善点という中では、観光を目的としたお客さん、宿泊者が少ないといった点、あるいは1棟貸し切りの宿泊施設ということで、その知名度といいますか、なかなか知られていないという点がございます。名鉄観光の予約サイトの中に当禅の里笑来も宿泊施設として登録しておりますけれども、そこからの申込実績というのは今はないというような状況でございます。今後は、地域との連携による体験型プランと情報発信を計画しております、具体的には、例えばそば打ち体験と酒蔵見学といったような中に、当然笑来を絡ませましてそば打ちを笑来の施設の中で行うとか、そういった形で県の観光連盟と連携しながら計画をしているところでございます。

今議員がおっしゃったように、まち・ひと・しごと総合戦略の中に、ほどほど田舎移住体験といったような施策を実施するというような計画もございます。ちょっとした移住を体験するといったようなことで、そういった事業あるいは農泊といったような事業も例えば今後進めていく中でこの笑来を活用していただくというような形で、当然そういった体験型の事業を進めていく中で受け皿として笑来は整備したというような経緯もございますので、そういったことは今後進めていきたいというふうに思っておりますし、自動走行とかI o T推進というようなことを考えますと、来年度以降、大きくまた次の展開に移っていくというようなことがございます。

自動走行につきましては、産総研、パナソニックともに、来年1年間、ずっと本格的に実証実験に入ってくるというようなことで、ますます永平寺町に訪れる人がふえてくるのかなというふうなことも予想されます。また、それに関連した企業さんとかの視察等もふえてくると。視察も、ある意味一つの観光という面で捉えますと、こういった笑来を活用していただいて宿泊していただくというようなことも今後どんどんアピールしていきたいと思っておりますし、今月の14日にI o T推進ラボということで記念講演会を予定しております。そういった中でもこういった笑来の施設があるということをPRしていきながら認知度、知名度を上げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 今回、7月にオープンしまして、目標は20%だったんですけど33%の利用率ということで、今回、自動運転を進めながら、永平寺町に訪れてくる人が本当にふえてまいりました。その中でここを紹介しますとすぐ、そんな施設があるなら3日間、1週間、2週間借りたいというお話も出てきております。

来年はまたI o T推進事業、12月14日にキックオフしますが、さらに多くの企業、また研究機関が永平寺町に訪れることになると思います。そういった方には積極的にここを紹介していきたいのと、あと、ほどほど移住体験、これについては、今年度、7月からオープンだったのでできなかったんですが、県のそういった支援事業もあります。そういったのは積極的に町もお知らせをして永平寺町で一度体験をしてもらい、そういったこともやっていきたいですし、また今回、森ビルさんのほうでも、都会の人にこの永平寺町で農泊体験をさせたいという一

つの拠点にしたいというご提案もいただいております。こういったのもまちづくり会社としっかり話をさせていただいて、一つの訪れた人の核となる、そういった施設になりつつありますので、これからも積極的に進めていきたいというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 小畑君。

○7番（小畑 傳君） きのうも町長の町政報告会がありました。本山の誘客数ですが、平成32年には65万人、それから37年80万ということで、これは新幹線開通、それから中縦も恐らくこの近くに開通するのかなと思います。そういうことを見越して、いわゆる観光に特化しているのかなと思います。

禅の里笑来、非常に観光に特化するのか、あるいはそのほかの要件で宿泊施設があるのか、ちょっとわかりづらいんですが、いずれにしましても、ひとつこれからのよりよい方向づけを見つけていただきますようによろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩いたします。

（午前11時58分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、1番、上坂君の質問を許します。

1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） 29年の最後の12月の定例議会で、私質問が4番目。きょう、ちょうど私の満70になる誕生日でございまして、4-4-ってよくつなぐなという、長生きするのか早いのかわかりませんが。そういう部分で、本当に70ですから高齢者に胸張って仲間入りしましたんで、その立場から、きょう、この質問をさせてほしいと思います。

きょうの1番目、生活に沿った交通体系に見直すべき時期ではないのかと。

先月、ちょうどけやき台の女性グループのすみれ会の人たちと、それから交通関係ですから総務課から担当者と、それから福祉関係のほうのご意見も聞きたいということで一緒に参加させていただきまして、そこで感じたのは我々議員でもそうですけれども、職員でもそうですけれども、いかに生の声をじかに聞くと。和やかな雰囲気をつくるためにコーヒー飲みながら、要するにティータイムという形で、非常に和やかな、率直なご意見を伺ったんですね。

やはり年齢的にはもう80歳前後の方かなりいらっしゃいましたから、やっぱり交通体系という自分か買物に行きたいとか医者へ行きたいとかさまざまなあるわけですね。じゃ、行政は高齢者に対して何らないのかと聞いていても、これは私も議員としても反省しましたけれども、行政というのはやっぱり障がい者であれ、高齢者75歳以上であればさまざまな交通機関を利用することができる。その辺のPRの仕方もこれは行政と、議員も行政の職員も一緒というような考えでいけば、大いに反省しなくちゃいけないなというのは痛切に感じました。

それで、ざっと今現在、どういうふうな町民に対する交通機関の利用があるのかといきますと、コミュニティバスもそう、それから外出支援、福祉タクシー、それから永平寺温泉移動バス、老人センター、それからこれはひかり苑ですけれども民間においてでも人数制限はありますけど。そうすると、今のコミュニティバス、この要件なんか見ますと、これ運輸省のほうでやりましたよね。助成金、これは県も永平寺町も出していますけれども、その中でコミュニティバスだけに導入のポイントという形でみますと、やはり地域交通の利便性向上に努めることを目的にというふうになっているんですね。ただし、コミュニティバスは基幹公共交通、永平寺町でいけば電車あるいは京福バス、その幹線に結びつけて、それからまた自由にできるというふうな形で一応定義させてますけれども、けやき台も私もそうですけど、京福バスのおりるところって階段なんですね。

私も目の手術してから、上ることはいいにしても、おりることの怖さを非常に感じるんですね。じゃ、そういうときにどんな解決する方法があるのかなと。そうすると、75歳でいけば、これは障がい者の場合は当然使えますけれども、乗り合いタクシーみたいなそういったものを、地域地域に例えば永平寺町全体でいったら元気な人はそれは停留所まで行けますよ。じゃ、行けない人はどうするの。

これも今、独居の世帯数というんですか、何軒あるのかと見たら永平寺町全体で676軒あるんですね。松岡で369人、それから永平寺地区で200人、上志比で107人。じゃ、この人たちが高齢になって本当に生活の不便さというか。それよりも不安を感じている部分が相当多いと思いますね。

これは4番目に温泉の件もありますけど、いかに一人一人の生活実態に応じたサービスを、もう一回この辺で考えるべきじゃないかなと。その基本的な考え方、町長、どうですか。短くて結構です。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） コミュニティバス、平成26年に一度、町民の方2,500

名のアンケートをとりまして改編をさせていただきました。

今、交通会議がありまして、上志比、永平寺、松岡地区を回って、これを何とか一本化できないかというお話をさせていただきましたが、なかなかえちぜん鉄道、既存のそういった交通体系があるということで、上志比から1周して医大のほうへ、永平寺も1周して医大のほうへという、ちょっとアンケート調査の結果、お医者さんに行きたいというのがありましたので、それは何とか交通会議にお願いしまして実現しました。ただ現実、今、上坂議員おっしゃられたとおりコミュニティバスの利用が減ってきています。

そういった中、今、オンデマンドタクシーとかいろいろなやり方あるんですが、実は今回、永平寺町の自動運転、I o T、実はこれ永平寺だけの課題ではなしに全国の課題になってまして、オンデマンドタクシーですと例えばオンデマンドタクシーを導入した場合、子どもたちの足をスクールバスにすると数千万円かかってくる。そして、年々、年々、オンデマンドタクシーですと経費も上がってくる中で、よりきめ細やかにどうしたらいいかというのが国を挙げて今回、実証実験の大きな柱が実はこの地域の足を確立するというのがこれです。今回、永平寺町で今、いろんな企業さん、また来年は国も永平寺町のほうでいろいろこれに向けてやろうというお話もありまして、ぜひこの永平寺モデルというものをつくっていききたいなというふうに思っております。

そして、これからの公共交通、バスの時刻ではなしに、スマートフォンとかコンピュータで家のそばまで来てくれる。そして、コミュニティバスもなくなりませんが、より縮小して効率のよい回し方をする。人だけではなしに、もの、またサービス、そういったこともこの永平寺町で行われようとしています。

まだ今ちょっとでき上がってないんですが、パナソニックさんがある調査機関に依頼しまして永平寺町の中で、早稲田大学も入っていますが、いろいろな数字データもとっています。町民1人当たり大体何時間ぐらい車に乗るのか、どこへ行くのか、どういうふうな目的なのかというそういったデータも民間がとっていただいていますので、そういったのもあわせてこの永平寺町で自動運転の新しい、実はこれ永平寺町だけ求めてない、日本中が求めているということで、何とかやっていきたいなと思いますので、またいろいろご指導よろしく願います。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） それで、一日も早く本当に使えると大変便利やなど。そのときはぜひ上志比もそうですけど、けやき台のあの坂あるでしょう。雪降るし、逆

に言ったら一番実験にはいいのかなと。または、これ終わってまた今度、正月終えたら、ぜひ協力をお願いしたいというふうをお願いしようかなと思っているんですけどね。

○町長（河合永充君） 一つ言い忘れたので。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） けやき台に関しましては、福祉施設があります。そこと地域をあわせてどういうふうに人を運ぶかというそういったことも今、企業さん考えているようですので、またそのときはいろいろご協力をお願いすることになると思います。

よろしくをお願いします。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） それで、まだちょっと二、三年ぐらいはかかるのかなと思うんですけどね。もっと早くなりますかね。一日も早く欲しいですけど。

それで、総務課長、今現在、これは永平寺町全体でコミュニティバス、いろいろ交通機関ありますけど、私も地域公共交通会議の議事録ですか、かなり隔々まで読ませていただいて、それぞれ委員の方から、いや、それおかしいんじゃないかとか、もっと効率的にすべきだとか、これは事務局もこれだけの指摘されて答えていって、しかも利便性あるという、本当に職員、いい仕事をしているなどというふうに思いますね。

それで、現況どうですか。総務課長、コミュニティバスを見て、今の現況ではもうやむを得んというのか、やっぱりもっと実態に即して再検討するというのか、その辺の考え方をひとつお聞かせください。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、今申し上げたとおり、コミュニティバスにつきましては町長が申し上げたとおり、今、だんだん減ってきておりますけれども、平成28年度3万871人の方がご利用いただいております。そして、議員おっしゃったとおり、社会福祉協議会の外出支援サービスの利用者が4,192人、それと福祉タクシーの利用者612人、それと永平寺温泉移動バス利用者が2,796人、それと老人センターの送迎バスが4,359人と、合わせますと4万3,550人の方がご利用をいただいております。

そうした中で、先ほど町長も申し上げたとおり、平成26年にアンケート調査

をとりました、町民の皆様方のそういったアンケート調査の結果、さらにはご要望、ご意見等をお伺いしまして、本当に当時の職員は大変ご苦労いたしまして、今ある路線の時刻表とか路線図、路線もあわせましてつくっております。

そうした中で、その当時は全町民の方の要望は難しい面もありますけれども、その時点で極力、やっぱり皆様のご要望にご期待できるようなということで計画をしております。

そうした中で、今、私が考えるに当たりましては、それは一部の方からこういったことで少し不便を来しているとか、ご意見、ご要望あります。しかしながら、こういった全部のご意見を取り入れることも難しいんですけれども、今後はやっぱり町民の皆様のご要望をいただいて、さらにこういったことで利用者のニーズに取り入れたいということも考えて、実はうちのほうでこういった自動走行、当然、自動走行のほうを率先してやっていきますけれども、車内の直接利用している方にはアンケートをとらせていただきまして、こういった調査はさせていただきたいかなとは思っています。

そういったことで、今後、こういったことも少し検討はさせていただきまして、町民の、ご利用者の声にお応えできるように努力はしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） それで、この公共交通機関をどの視点から見るかということ、今までは基幹の電車及びそういうふうな交通機関に接触してというふうな、これは当然そうしなさいというふうに行動計画書からそうなっていますからね。でも、それはそれとして、今度、発想を変えて地域ごと、例えば集落ごとでもいいんですよね。そうすると、そこで今どういう形で不便を感じていますかと。例えば、これなんかを見ても医者へ行きたいとか、あるいは松岡であれば、このアンケートも全部読ませてもらいましたけれども、買い物に行きたいとか、あるいは金融機関へ行きたいとかというのがあるんでね。

私も来年に、今のけやき台で一回全部アンケートをとったらいかがですかというふうな区長さんのほうに提案しているんですね。そうするとその中で、昼間はあそこは比較的世帯主は若い人が多いですけれども、昼行ったときに一体何人病院へ行っているのか、あるいは極端に言えば県立病院へかかっている人、あるいはさまざまにいったときに、まず実態を聞いて、その中で1人1台という

とこれ相当のタクシー代とか費用になりますので、私もけやき台のグループと話したときに、できれば買い物でも病院行くんでも1人じゃなくて3人、4人となれば、タクシーで寄り合いタクシーだって3人とか4人になれば、一人頭のを町からの助成金があるわけですから、そうすると京福バスで永平寺口へ行って、それから福井へ行って往復というのとほとんど変わらないですね。だけれども、タクシーで自分のそばまで迎えに来てくれたら、こんなありがたいことがないんでね。

だから、当然行政も、やっぱり当然コストということありますけれども、それ無視して運行はできませんから。ただ、住民の方にも本当に足が悪くてなかなか歩きにくいとか、あるいはこの近くまでそういったものが来てくれれば自分で歩いて乗ることができますよと。そういう点を一回各区のほうへ要望をして、それでとって。そうすると、地域によっては、いや、ここはあんまりいないから、そんなにニーズがないねというところもあれば、あるいはもうぜひそれだったら福祉タクシーなり、これもちょっと制約があつてなかなかあれですけども外出支援サービス等をやれば同じようなコストぐらいで、やっぱり生活しやすくなったねという永平寺町に、何かそんな感じてもらえるようなことができる可能性は私は90%はあるのかなと思いますね。

ですから、それはそのデータをとるのが、情報をとるのがなかなか難しいという。でも、誰かがやらんといかんしね。ですから、そこはもう行政区域ですから、各区のほうへ正式にお願いをして、そのデータが集まらなければこの解決はできませんという、それはお互いに協力してもらわんことには手の打ちようがないわけですから、何かその辺のあります、考え方。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 今、幸いにもこの永平寺町、いろんな大学、企業が入っています。今、そのデータを大学さんと企業さんが実は今とって来ていて、それをいかにこの永平寺町で公共交通を生かすかというのがありますので、それわかり次第また、公表できるかどうかはちょっとその企業さんとの話になりますが公表していきたいと思います。

そしてもう一つ、今、永平寺町ではこういった公共交通に使っているお金が1億数千万円、えちぜん鉄道の補助金とかも全部入れまして1億数千万円かかっております。この中で、議員おっしゃられるとおり、せつかくこれぐらいのお金を使っていますので、より効率的といいますか求められている、そういった交通体

系を今この永平寺町で行っていきます。

これ今、マース（Ma a S）といいましてモビリティ・アズ・ア・サービス、一つの公共交通マネジメントといいますか、これをやります。

今おっしゃられたとおり、ずっとそのサービスが維持されるのには、その車がいかに収益を上げて、ランニングコストを回していくか。地方に行きますと、なかなか収益が無理な分、先ほど申し上げました1億数千万円の公共交通の支援をしている中で、そこから幾らそこに回して、このシステムをつくり上げるか。永平寺だけではなく、このサービスがお隣の勝山市さんに行ってもすぐ取り入れられる。そういった仕組みをこの永平寺町で今開発に向けて頑張ってますので、上坂議員の72歳の誕生日のときには何とか形になればなというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） 本当に今、アンケートとっているというのは、私たまたまいたときに早稲田大学の学生さんですか、雨とかみぞれのときに、寒いときに回って、なかなか詳しく質問がありましたね。逆に私も、あなたは文系ですから、理工学部の教授通して行って、3つぐらのボタンがあるような何か開発してくれませんかねと。そうすると、年とったらそんなものは番号でたたけとかといったって無理やから、単純に赤、黄、青ぐらいで信号と一緒に、自分が歩いていても、例えば赤ボタンを押したら救急ですから、そういったものというのはデジタルで塔をつくるから物すごく金かかったり、あるいは電波障害を起こすんで、それぞれの町内で電波を飛ばしてみれば、軒先へそんなものをぶら下げておけば、そんな大した費用じゃないしね。それを集めて集中してどこかでとれば、かなりの情報もとれるし、安心感ができるんですね。だから、ぜひ開発するように、早稲田の理工学部へ言って開発してくださいよと言って、そんなの簡単にできるでしょうと言って。そしたら、伝えますとは言ってましたけど。

ですから、これからの変化って、今まであることが当然じゃなくて、誰かがヒントを与えると、またそれで簡単にやると。私もそうなりと、あと免許も、80いったら免許も返還せなあかんかなと思いますので、ぜひこの公共交通というものを見直してほしいと思いますね。

一応、公共交通は総務課長から前向きに検討し直すというふうな答弁だと思いますので、私はそれを信頼して2問目に行きます。

次、公共建物等の補修計画。これもなかなかどの公共施設をなくすのか、ある

いは集約するのかって、なかなかその地域のいい意味での理解と、これは諦めてもらうという理解と、それからやむを得ないという理解と、やっぱり統合すべきだというさまざまな声があることも事実ですけれども。私、この間、サンサンホールへ行ったら外壁、これも去年ぐらいから言っていたよね。かなり色変わっているし、ひびが、落ちそうやから。今のうちに、あれ潰すわけにはいきませんから。まだまだ知恵使えばあの利用価値はかなり上がると思いますので、やっぱり外装にしても、それから下の幼稚園でもちょっと外壁のペンキが落ちていたりとか。だから、そういう部分を必ず年に一度は見直して。補正組んだっていいじゃないですか。それ放ったらかして1年ぐらい待っていて、やっぱり壊れちゃった。また、今度は倍以上のお金かかりますから、そういう面でのほうの補修計画というものを、今現在、町全体でどの施設がどう修理すべきかというのは持っているんですか。それとも、1年に一遍ぐらいはやっているんですか。答弁求めます。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） まず、財政課のほうからお答えいたします。

永平寺町全体としてそういった公共施設の全体の計画といいますと、ご指摘のとおり平成27年度に作成しました公共施設再編の報告についてというものがございまして。ただし、これにつきましては小中学校、幼稚園、保育園、消防団車庫、上下水道関係の施設、これらを除いた57施設についての今後の方向性といいますか、そういったものを出しております。ただ、具体的な修繕計画という形ではなっておりませんので。

学校施設につきましては、平成26年度に学校施設保全事業計画というものを策定しておりまして、予防保全を計画的に実施をしているというところでございます。

それから今、ちょっと出ました幼稚園、幼稚園施設についても、平成28年度に幼稚園・保育園施設長期保全・再生計画というものを策定しておりまして、これも予防保全、改修を中心に長寿命化を図ることとしております。ただ、比較的軽微な修繕や緊急性の高いものについては、その都度実施をしているというところでございます。

そのほか、上下水道施設、あるいは保健福祉施設、社会教育施設等につきましても計画的に取り組む必要があるというふうに考えております。

計画全体としてはそういうところで。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） 最近、気がついたことあるね。これ全ての所管に言えるんかもわかりませんけれども、自分のところの預かっているところでチェックするという、あらゆるものを。「これは職員か」っていったら体のこともあるし心の問題もあるし、あるいは建物もあれば、やっぱりそういったものを、ましてや建物何とかというのは何月には全ての所管がやるとなれば、わざわざ議員から指摘されるなんていうのは、それはやっぱりはっきり言えば怠慢やね。だって、町の施設というのは町民の財産ですよ。それを定期的に全部厳しくチェックして、これは修理要る要らない、そんなものは当然じゃないですか。これはどこの施設であれ。

だから、そういったことのやっぱりチェック体制を何月に実施しなさいと。その報告書をちゃんとそれぞれの所管から何を対象にするかのチェックリストをつくってもらって、それを集めればいいだけのことじゃないですか。それをちゃんとわかるから、財政の問題があるんでしょう。予算編成も、来年はこのままいったらかなりの修繕費がかかるなどか、これは緊急性を要するなどか、そういった報告体制をもう一回やっぱりみんな見直してほしいと思うね。どことは言わんけど、トイレが壊れていても1カ月たってでも2カ月たってそのまんまとか。それ、逆に言ったら本庁で職員のトイレが壊れていたら放っておきますか。即直すじゃないですか、逆に言ったら。何でちょっと離れている町民が使うところの体制で1カ月間もそのままに放っておくんですか。

ということは、自分たちの所管で全ての見る。だって、今はスマートフォンみたいなカメラがあるんやから、見に行ったら故障していたらそのまま所管のところへ送ればいいだけのことじゃないですか。これはひどいから即直さなあかんねとか。だから、全般的に仕事の仕方をもっとシビアに一回見直してもらったらどうかなと思いますね。来年の予算の時期もありますし。

これからそういうことが目につけば、即、町長に電話入れますから。一体、町長、何を報告受けているんやと。当然こういう議会の中でもそれは厳しく追及はさせていただきますよ。職務怠慢なことは職務怠慢ですから。

そういうことで一度、お金が絡むことですから、どこが所管するのがいいのか、総務課がやるのがいいのか、財政課がいいのかどうかわかりませんが、その辺は執行者側の責任でどこか決めて必ず報告を受けると。

これは道路もそうやね。だって、春になって除雪して道路傷めばどこか直さな

あかんわけでしょう。ほんなもん職員行って、今、スマートフォンでも全部写して、これは絶対緊急を要するなんてそんなもん一々報告せんでもいいぐらいやからね。証拠も残るしね。それに基づいて、建設課の課長は、ここはどの順番からいこうかなとか、即計画が立てやすいじゃないですか。

ということで、2問目はお願いをして。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 上坂議員おっしゃるとおりだと思います。

これから毎年、区からの要望とかは上がって、それはしっかりと対応させていただきますが、やはり町どうしで、課からの要望といたしますか、見渡した中で、ここは傷んでいるのでそろそろとかそういったことを上げてくる仕組みといたしますか、そういった組織になるよう努めていきたいというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） それでは、3番目。

町長、もうそろそろ4年間に届こうとしていますけど、町長になって自分の考え方、どういう町をつくりたいという思いで、それから実際、予算も組み、執行してきて、約4年ですけれども、一回総括を聞きたいなと思います。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 4年間、一生懸命頑張ってきました。その中でやはり町の発展、これだけはずっと変わらず持ち続けております。まず、昔は高度経済成長があって景気がいい時代、そういったときには国からいろいろな分配の時代だったと思いますが、今、こういう時代になりますと特色を出して、地方創生という言葉がありますが、地方独自性でこの少子・高齢化、そういったものに当たっていかなければいけない。いろいろな発想が求められる時代になってきていると思っております。

その中で、いろいろ最初、就任したときに、副町長、総務課長がいない中でスタートさせていただきました。今思えば、それがよかったなというふうに思います。いろいろな細かなこと、そういったことも一つ一つ自分の判断で、周りの意見を聞きながらですがやっていたらいけない中でのスタートしたことが、今になっては大きな栄養になったなというふうに思っております。

そして、いろいろ進めてくる中で、例えば今回の上程させていただいておりますが滞納整理。これも最初は、もう十数年間、不納欠損がされてない、時効も成立している。こういったので2億円を不納欠損させていただいた中で、やはり私

も税務課の職員も物すごく反省をしまして、今では福井県の中で滞納の低い町になっております。

そして、さらにお金が、そういう滞納になる人のいろいろな理由の中で、本当に生活に困った人。そういった人たちをどういうふうにメンテナンスをしようかというここまで、そこから発展をしてきたというふうに思っております。

また、防災につきましても避難準備情報を出したところ、住民の皆さんに混乱を招いたというので、じゃ、どうしたらこの町の防災をとということで、いろいろ調べる、お話を聞いたりする中で、何が足りないのか、どうしたらいいのかということで一生懸命させていただきました。

最初はやはりいろいろ自分で課題にぶつかりましたが、その中で議員さんを初め職員、また町民の方がいろいろ助けてくださいます、ここまで来ることができたのかなというふうに思っております。

やはりいろいろ課題がありましたし、あります。その課題を、すつと言いわけで受け流すのではなしに、認めることは認めて、じゃ、それはなぜなったのか、これからどうしていくのか、それをしっかりとやってきた4年間だったというふうに思っております。

まだまだ課題がある中で、道半ばのものもあります。そういったものもこれからしっかりやっていきたいなと思いますし、また地域創生の部分ではやはり少子・高齢化。この少子・高齢化ってなぜ少子・高齢化になるかといいますと、やっぱり雇用の場がない。また、そういったことを調べていきますと、永平寺町は税収が福井県内で稼ぐ力が下から2番目、3番目の町だということもわかってきました。これだけまだまだ発展の余地がある中で、やはりこれから税収を上げていくということは、ただお金を設けるのでなしに、今の住民サービスをいかに維持していくか。診療報酬、膨らんでいきます。こういったことを好循環で国に頼らずにやっていけるか、自立できるかという、今、そういった仕事がありまして、私の中では自動運転、観光、いろいろやっていますが、これは手段であって目的ではない。いろいろ多くの人が集まれば人が集まってきて、民間の人が知恵を出し合って、また町を盛り上げてくれる、そういった土台づくりの町を目指しております、少しずつ見えてきたところもあります。

どんどんどんどんいい流れができていますので、この流れをとめることなく行くことが大事かなというふうに思っております。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君）　きのうですか、参議院の先生言ったけど、やっぱり自分たちが県も、ニュースしてないというのはちょっと語弊ありますけれども、一番早い段階で国の事業、あるいは政策というものをいち早く手に入れて、そして真っ先に自分で絵を描きながらその事業に取り組むと。やっぱり非常に手挙げるのが早いという、私この辺では河合町長の率先して恐れずに取り組むという姿勢は、私は大いに評価に値すると思いますよね。

だから、普通は県から見て、永平寺さん、どうするのというのが多分そうなんでしょうけど、そこを反対に自分みずからが手を挙げることによって県を動かし、またその熱意とか工夫によって国もそれを認めるという、これはすばらしいと思いますよ。

それであると、これいろんなこう見ると、これは行政の仕組みの問題で、いい悪いじゃないですよ。担当者が変わるんで、継続的に事業の成果が上げにくいんじゃないかという、最近、いろんな行政にかんして本を読んでも書かれているんですね。ですから、町の職員で専門家になる部分、特に若い人、3年ぐらいで身につかないで人事で動かしたところで、あんまりどうなんかなというのがありますよね。

○議長（齋藤則男君）　町長。

○町長（河合永充君）　それも僕も肌で感じているところがあります。

今、永平寺町、地方創生とかいろいろやっているわけなんですけど、実はもう8割5分、9割はやはりしっかりした行政サービス、そこが大事です。最近、僕も本当に思うのが、行政サービスも高度化になってきていますし、もう昔と違ってネット社会ですので、昔はやっぱり東京と地方はちょっと違う時代があった。ただ、東京都同じスピードが流れています。その中でやはり専門性とか、それとまた得手、不得手、そういったのもあると思いますので、最初、就任した当時は役場の職員はオールマイティであるべきだという意見も多々いただきましたが、今やはり適材適所。営業が好きな人もいれば事務が得意な人もいる、福祉が得意な人もいれば教育が得意な人もいる。そういった専門性を持っていただくのも大事なかなと思います。

ただ一つ、その一つのところにずっと、ジャンルは一緒でいいと思うんですが、一つの課に長くいるというのもまた広がりが見えないときもありますので、そういったことも含めてこれからできていけばいいなというふうに思います。

○議長（齋藤則男君）　上坂君。

○1番（上坂久則君） 職員の能力のアップというのはどうするのかというのは、私も職員さんと、若い人にたまにこうするのは、今のうちに目いっぱい頑張っていたほうがいいよ。おかしいものはおかしい、いいものはいい、あるいは自分で提言するものは提言するという、やっぱりそれがないと永平寺町つてもたないでしょうって。それから、その人かって今30代にしたって15年、20年やればまさしく中枢を背負う人材になってもらわな困るわけですから。

どうなんかね。これ、特に課を、大学出て二十三、四ぐらいだったら別にして、それからもうちょっとキャリアを積んでやるときに、それぞれの所管のほうで宿題を、課題を与えて、必ず最後まで責任持って解決しなさいと。解決するためには同僚とのコミュニケーションもよくないといかん。それから、専門的な知識も要る。そういった部分で、知識だけではなくて、人づくりの目に見えない部分でも身につくものが相当あると思いますよね。

私も県の、最近じゃないですよ、大分前ですけど各課へ、大学出てこうしたときに、最後までその人を、エリートといったら語弊あるか、将来伸びていってほしいと期待する職員は、絶対最後まで課題を与えて、いかなる理由があろうが、絶対自分は逃げない。それから、最後まで自分がやり通すと。そういうことがないと中枢にはしませんと言っていました。これは民間でも全部そうですからね。

全部全てもうまくいくんなら誰も苦勞せんわけですから、そういう部分では一体、すばらしい若い人いっぱいいますから、ですからそういう部分ではどうやったら力をつけて伸びていって、本当に永平寺町の行政を背負ってくれる人を育てるのも、みんなここにいる人の責任ですからね。ですから、その辺は改めて人材育成というのはどうあるべきかを考えてほしいなと思いますね。

あんまりこれしつこくやると、人に関することですから、この辺で。

また、多分来年の予算は骨格でしょう。町長選挙ですから。その辺どうなんですか。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 来年度の当初予算は骨格ということになると思います。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） 一応来年度、まだ町長ですから、任期来るまでは。ですから、それ以上言うといろいろ問題ありますけど、ですから自分は、次期のときに、こんなふうな永平寺町をつくりたいという、別に具体的事業名挙げようがそれは、そのほうがだって町民、安心するんじゃないですか。

4年間を総括してもらったわけですから、それを踏まえて次期はもっとこんなふうにつくりたいという基本的な構想を、きょうは聞きませんから。また1月の全協でも何か出してもらえればいいなど。

じゃ次に、もう40分過ぎましたから、あと高齢者の福祉政策を問うということで、ちょうど私も70になって高齢者の実感ありますから。

今のこれどうなんですかね。高齢者の福祉政策の現状を見て、どう判断していますか、課長。これどうなんかな。福祉課もそうやし、住民課もそうやし、それぞれの所管の課長。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 大きな役目を預かっているというふうに思っております。来るべき2025年問題は全国的にも、永平寺町にとっても非常に大きな課題でありますし、そこを乗り越えるためには町の政策はもちろん、住民の皆さんの意識も改めていく必要があると思っておりますので、その点が大きな課題だというふうに認識しております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） 今ほどの2025年問題、大きなものとしては後期高齢者医療の非保数の増、そういうものが出てくると思います。

それ関しましては、国保の観点からも、また今後の医療費増大抑制のためにもいろいろ手続等、また周知等を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） それで課長それぞれ、この政策のいいかどうかという考え方、どこの視点でとるかというときに、あるものではモデルを出すんですね。例えば1人で男で独居で住んでいる人、女で住んでいる人。そこそこそこには健康な人、ほぼ生活ができる。それから非常に、入寮はせんでもいいけれども誰かの生活援助ができないという、これは老老でも一緒ですね。それから、ほな何十世帯せんでもいいですから、そうするとその辺のことを詳しくお話を聞いて調査をすると、そうか、この辺が欠けているとかよくわかりますよ。足らん部分が。その足らん分イコール、それが一人一人の人が不安に感じている点なんです。誰かが顔を見せて、会っていろいろ話聞いたり、何かあったら、永平寺町の福祉課のほうへ電話くださいねという、たったそれだけでも不安が大体3わりぐらいは飛ぶ

でしょう。そうかと。

ですから、この間のけやき台で高齢者の方で、やっぱりひとりで住んでいる方もいらっしゃると思いますし。そのときに包括支援センターから一緒に参加してくれた職員さん、何かあったら、認知症予防の県からの冊子をみんな配って、名刺まで配って、心配とか何かあれば即電話くださいねという、あの名刺の配っただけでもすごい僕は安心感を感じたと思いますよ。

だから、私は何も詳しくありませんから、みんなに遠慮せんでもいいんやと。永平寺町の職員は自分の娘同等、それ以上に親切ですから、困ってから、もう困り通してどうしようもないというときに相談するのはこれは手おくれですから、ちょっと心配やなとか、いろんな面で気楽に相談したほうがいいですよという部分。

そうするともっともっと、そうか、福祉政策で机の上の政策ではちょっと届いてない部分があるなとか、わかりますよ。それは一職員にやれと行ったって無理ですから。ですから、みんなでその情報をどうとるかが、とれるか。しかも、さっき言った独居だけでも630人以上いるんでしょう。その実態の生活実態をどうやって把握するんやと。多分、老老でいても、今まで家事をしてくれたおばあちゃんやが急に入院しちゃって、じゃ、そのご主人、食事どうするのかなとか。そうすると、誰がその情報をとるかという部分ですよ。

だから、その思いがあって、私、上志比時代の福祉委員やっているときに、福祉委員制度の女、男という、男性、女性で2人ずつつくりましょうってやっていたんですね。やっぱり近所にいる人しかわからないんですよ。しかも、それが150世帯とか200世帯あったら、端から端の情報なんかとれないんです。そうすると、大きい町内に関しては、今の班みたいなところから男性、女性を1名ずつ福祉委員をやってもらおうと。そのかわり、町かってそんなもん1年に3,000円や5,000円ぐらいの費用を出してって、上げたっていいじゃないですか。全て無料と行ったって無理ですよ。これ、県がそういう見守りの活動費を出すとやったけれども、来年はといたら、まだなかなか予算に上げられませんって言ってましたけど。

特に今度、社協の場合の国の制度変更で評議員は全部団体の長でしょう。今までは理事していても福祉委員代表というのは入れたんですね。評議員会なんていうのは議会と一緒にですから、予算決算、それから事業内容もよくわかりますし、それを各種団体の長。これ以上言うと弊害あるから言いませんけれども、あれは

悪法やなど。だから、僕は県にも言ったし、県の社協に言っても、いや、これは国からの変更ですからなんて、それは違うでしょうって。あるいは民間の医療福祉法人で自分の私分化して自分の都合のいいようにして財産をふやしたりとか弊害があるからそういうふうには外部理事を入れなさいというだけで、社協なんて何の問題もないんですね。ですから、あなたたちは何を一体勉強しているんやと。結局、ぶち壊してもうた。またあれ再構築するというのは大変やと思うね。

その情報を誰がとるのかなと。福祉課長、何かいい知恵あります。情報とるための。わかる範囲で結構です。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 現在の施策としましては、生活支援体制整備事業という事業を今展開している最中です。現状では地域包括支援センターにコーディネーターを置いて、地域に入って要望などを取りまとめていくというような状況です。

議員おっしゃるとおり、地域の声を地域で拾うということはこれから大事になってきますし、必要な施策が講じられるものというふうに思っています。

地域の声をどう上げるかというのは、やっぱり地域の民生委員さんなり社協さんの福祉委員さんの声を拾っていくというのが大事だと思います。やっぱり地域に入って声を拾っていく、そういう体制は議員おっしゃるとおり取り入れていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） これ参考までに、なかなか個人情報ありますから、福祉マップをそろそろつくったほうがいいのかなと。例えば町内というのか区というのか、例えば幾ら住んでいても1人でののか2人でののかわからんし、病気しているのか入院しているのかもわからないし、そういう部分ではこの情報というのは何も個人の情報をつかむためにするんじゃないかと、皆さんが安心するために。名前は別にしてでも、住宅地図に男、女の記号だけして、男性、女性、それから病人であれば色づけしてこうやっていけば、当然そんなものは行政持っているんじゃないかと思うんやけどね。そうすれば……、もう3分で終わりますから。

ですから、そういう情報を今、コンピュータがあつて地図上に落とせるんですから、そこはやっぱり福祉課と住民課、それぞれの関係する、それから税務課も当然そうやね。最終的には。情報を共有していきながらやっていくと。ですから、

紙ベースを渡すことができるかできんかは別にしても、民生委員さんぐらいには、聞きに来たら今は教えるという程度でしょう。それぞれの担当者のところを。そこをやっぱり定期的に1カ月に一遍ずつぐらい来てもらって、その情報をよくつかんでいんでもらって。そうすれば、もっともっと質の高い情報と、それから地域包括支援センターのすばらしい職員さんいらっしゃるんですから、そういう人たちもいい汗をかいてもらえると。それによって永平寺町全体の福祉に対する向上は相当図れると思います。

それを期待して、私の質問を終わります。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩いたします。

（午後 1時49分 休憩）

（午後 2時00分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、17番、多田君の質問を許します。

17番、多田君。

○17番（多田憲治君） 今回は、住まいる定住応援事業の改正点と、それから新上志比支所建物の計画案という形で質問をさせていただきます。

さて、人口問題につきましては、どこの市町においても苦慮しておりますが、人口形態で町の将来が見えるといっても過言ではございません。

町が実施しているこの定住応援事業は、さかのぼりますと6年前、私がたしか一般質問でさせていただきました、これがそういう事業にのったかと思えます。

この制度でございますが、ちょうどことしで丸6年がたつわけです。さっきちょっと同僚議員とお話をしていたわけでございますが、この制度は12月いっぱい6年が経過するのか、ちょっとその辺が定かではございませんが、そういった形で、この補助規定により建設の戸数、また人口増のきょうまでの実績等につきまして、まずお聞きをいたします。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） まず、11月末現在での事業の利用実績でございますけれども、180世帯、634名の方がご利用いただいております。そのうち町外からの転入世帯というのは90世帯、305人になっております。助成金額の合計としまして6,927万円という実績でございます。

また、定住促進地域での利用実績につきましては、24世帯、84名、世帯数

の割合でいきますと13.3%という割合になっております。

また、その24世帯のうち20世帯、68名の方が上志比地区への転入ということで約8割以上を占めているという状況でございます。

制度につきましては、来年3月31日を6年目を向える、制度としては一応改正するという事で時限を切っておりますけれども、28年度より定住促進地域のみ同一敷地内で建てかえも対象にするということで制度を一部完成しておりますけれども、実績はございません。

また、29年度の利用状況としましては、11月末現在で37世帯、124名の方が利用いただいております、定住促進地域での実績は10世帯、33名。これも全て上志比地区ということで、29年度の助成額につきましては予算額に対して約98%の執行という状況でございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 多田君。

○17番（多田憲治君） 人口増による地方交付税の増額、また固定資産税、それから住民税も入るわけでございますので、この制度は決して私は無駄ではないと思います。

極端に言いますと、600人、これでふえた場合には、地方交付税が大体1人15万としましても約9,000万のお金が実は地方交付税として入ってくるわけでございます。

そういう観点から私は、今、課長のほうから、私、12月かと思いましたら来年の3月という形でございますので、その辺まだ町もはっきりとしたそういう補助規定をつくっていないかもわかりませんが、そういう形でひとつ、また後でお聞きします。

それから、過去のデータの分析から、定住促進地域、極端に言いますと上志比、志比北以外の松岡地区の増が、これは大変今言うこの補助にかかわらず、大変数値がふえております。私は次のステップを模索するためにも、やはりこの住民にアンケート調査をして次のステップを模索するのいかなるもんかと思うわけでございます。

この制度でございますが、先ほど課長がおっしゃいましたとおり、これは今のこの河合町政のそういう事業でもありますが、ずっと今後進めていくのか、それとももうこれはある程度それだけの実績ができれば、この補助事業の規定をもうおくのかという形もひとつお聞きしたいと思っております。

それから、先ほど言いましたとおり、この定住応援事業の見直し年度はあくまでもこの間、全協で提示いただきましたけど、正式にこの転入促進を図るための支援を手厚くするとか、それから新築住宅に対する支援を手厚くすると、こういう制度については、今年度、来年度の当初予算からそういうある程度の数値を当てはめて、今言うのは今後事業の推進を図るということですか、ちょっとその辺お伺いいたします。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） まず、アンケート調査をしたかどうかということですが、町民全体のアンケート調査というのは行っておりませんが、この制度を利用されている方のアンケート調査というのは行ってございまして、それにつきましてはこの制度があったということを知っていて転入されている、転居されているという方は逆に言うと少ない状況。ハウスメーカーさんですか、住宅メーカーの方とお話をする中で、こういう助成制度があるということで利用されているというような形が多いかと思えます。

あと、制度につきましては、今年度で3年目を向えるということで、制度を改編するというので、来年度は形を変えた形で進めていきたいというふうに思っています。これをずっと進めるかどうか、今後どこまで進めるかということについては、また今後十分検討していきたいと思えますし、先ほど議員おっしゃったような来年度に向けての制度内容につきましては、全協でもお示ししましたように促進地域での利用者数というのがやはり全体の1割程度にとどまっているというようなこととか、助成対象者、その事業対象とする人が45歳以上の場合には中学生以下の子どもさんがいる場合には対象とするというようなただし書きも設けておりますけれども、過去3カ年では実績がないといったようなこと。

また、29年度につきましては町外からの転入者が約6割を占めていると。以前よりも、最近の状況からは非常に多くなっているというような状況ですとか、新築、中古物件ではやっぱり新築が8割以上を占めているといったようなことから、次期制度の見直しの内容としましては先ほど言いましたように定住促進地域と促進地域以外という区分はもうそろそろ、3年間を見ますと廃止してもいいんじゃないかというようなことで、町外から新築による転入世帯に対して増加を図るという支援を行っていきたいということで、1世帯当たりの助成額の拡大ということを今後検討していきたいなというふうに思っておりますし、子育て世代の助成というのはこれは続けていきたいと思っております。

金額につきましては、今、予算要求の段階ですので、今後また十分、近隣市町とかの状況ですとか、関係課と協議しながら検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 多田君。

○17番（多田憲治君） 今、定住促進地域と以外とを区別しない方向に進むと課長のほうからおっしゃいましたけど、そうするというこれはこれから新築の場合には松岡地区も上志比地区も新築は50万円を一つの基準として今後考えているのか。それとも今までは松岡地区につきましては20万円ですが、何かこの辺の金額の中間点を押さえるのか、ちょっとその辺もわかっていたら教えていただきたい。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 今までの上志比地区ですとか志比北地区の学校区内の定住促進地域、地域外というのは制度をやめる中で、例えばですけれども、さらにもっと地区を絞って選定するとか、違った形での推進といいますか、そういったことも検討していきたいと思えますし、金額につきましては今この段階では幾らというのは申し上げられませんが、できればほかの近隣の市町を見た中で、やはり永平寺町としてできるだけメリットがあるような形がつかないかなというふうには考えております。

○議長（齋藤則男君） 多田君。

○17番（多田憲治君） 従来6年間、こういうふうな形でちょっと差をつけてきたといいますのは、やはり均衡ある発展のかじ取り施策かと私は思うわけでございます。これはどちらかといいますと、これから松岡地区も上志比地区も同じになりますと、やはり同じ家を建てるなら少々土地は高くても松岡地区に行こうかというふうなそういうふうな感じも受けますので、私、ここで右、左、どちらがいいとかそういう意味じゃありませんが、これは当時、こういう差をつけたというのは、やはり今の志比北小学校におきましても大変児童数も少ないし、そういった形で、ここで家をすればこんだけの、今50万の子ども20万というようなこういうふうな施策ですと私はそう受け取ったわけでございます。

それから、私もいつも人に言われますんですけど、永平寺町は保育園も安い、給食もただ、それからこういう宅地の応援事業についても高額の補助金をするというんですが、それならどこで家をするかという、地面は勝手にあなたが探し

なさいというふうな、こういうところがありますので、私は宅地造成地で人を呼ぶ、人を待つという、そういう施策が私はいいんじゃないかと、このように思うわけでございます。

この辺について、担当課長のほうはどう感じておられるのか、ちょっと伺います。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 従来の宅地造成ということで定住人口を図るという考え方も当然あるかと思えます。

ただ、いろいろなおつき合いの中で、大手のハウスメーカーですとかいろんな方とお話をさせていただく機会がある中で、やはり宅地造成だけで人をふやす、人口をふやすというのも限界に来ている部分もあると。やっぱりそこに何かしら違った魅力とかそういったものがないとというようなことも言われております。

それにかわるような新たな助成というようなものも、ほかの市町ではやっている、ほかの県でもやっている成功した事例もあるというようなことでございます。それは全て永平寺町に当てはまるかということではないとは思いますが、いろいろな人口をふやすといえますか、定住促進する方法というのはあると思えますので、今後やはり永平寺町に、今までの事業の成果を見ながら今後の永平寺町に合うような形を検討していきたい、模索していきたいなというふうには思っております。

○議長（齋藤則男君） 多田君。

○17番（多田憲治君） 私、常々、今言う、全協等で申し上げるんですが、この中部縦貫が完成いたしまして、本当に上志比からこの松岡までは来るまで10分でございます。従来のそういう機能補償道路がないときには本当に皆さん、上志比の方も7時前に仕事場へ向かうと、こういうふうな事例もありまして、合併の1第1条件として機能補償道路の第1完成というそういう記憶もございます。

先ほど言いましたとおり、この宅地にしましても、決して別にこの上志比地区が住宅の件から離れるというそういう規定もありません。この間、ちょっと町長もおっしゃいましたが、当分の間については、今のところ中部縦貫の高速の料金も払わなくていいというふうな、こういうふうな今の事例もございますので、私はもう少し高速体系を利用したそういうあれで、この上志比に人口を呼びとめるようなそういう施策が私は必要かと思えますので、その辺もひとつよろしく願います。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、多田議員おっしゃるとおりで、実は永平寺町の人が松岡、永平寺、上志比にちょっとこだわり過ぎているのかなと思います。おっしゃるとおり、今もう実は10分で、距離は変わりませんが時間が物すごく変わったというのがあります。

今、地域未来投資促進法の中で、特色を持った企業さんが来たときにはご案内もさせていただいております。

定住につきましては、今、政策課長もなかなかすかっと答えられないところが今あるんですが、これは3年ごとに見直しをかけています。今回、上志比、志比北地区では敷地内で世帯分離が条件ですけど、それも認めてましてなかなかちょっと実績がなかったというのがあります。

そういった中で、ダイナミックにやるときにはやる。実績がなかったところは一回見直す。見直すというのは政策の一部を見直す。そういったことで、永平寺町らしい、決して、逆に、今から今度は上志比、志比北と今なっていますが、これから志比南地区、また中地区、また松岡の地区、いろいろなところも人口減少が来る中で、トータルで考えなければいけない部分もあると思います。

そういったので、実は何個か、政策課長から今提案を何個かもらっているんで、それも結構ボリュームなのがいただいているんですが、またそれは皆さんにお示ししながら次の3年に向けてやっていこうと思っていますので、また事前に議会のほうにもお示しすることになると思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（齋藤則男君） 多田君。

○17番（多田憲治君） 本当に私たち、この上志比地区に住む住民としましては、本当に小学校の入学式、また体育祭あたりに本当に生徒数、また児童数が年々減っていくような気がいたしまして、何か食いとめなければというそういう心が先に出まして、今回このような質問をしたわけでございます。

どうかひとつ今後ともこの上志比地区につきまして、本当に上志比は中部縦貫ができて、このごろ車の通るのも少ないし、これが交通事故もなくって本当にこれでいいのかなというふうな、自分で考えるときもでございます。

そういった形で、今後ともひとつよろしくをお願いします。

次の質問に移らせていただきます。

新上志比支所建物の計画案という形で質問をさせていただきます。

合併から12年、今日の町政について、地区住民も大変関心がありまして、先

日、私の家にも実は問い合わせがありまして、上志比地区にかかわる全般的なこと、特に今、町で計画している支所建設については最も理想の発案もいただきましたが、支所建設面積については住民はほとんど今言う理解をしていないのが現状でございます。

きょうはその人も聞いていると思いますので、改めてどのぐらい支所の建設面積を計画しているのか、まずお聞きをいたします。

○議長（齋藤則男君） 上志比支所長。

○上志比支所長（酒井健司君） 支所の面積でございますが、大体100坪前後を予定しております。イメージ的には現庁舎の1階面積が200坪でございますので、その約半分ぐらいと思っていただけるとイメージ的にいいと思います。

○議長（齋藤則男君） 多田君。

○17番（多田憲治君） 以前、ちょっと図面を見せていただいたときには、事務所と、それから会議室が一つですか、ちょっと私その辺記憶にあるんですが、会議室は一つですか、それとも2つをつくるんですか。ちょっとその辺お伺いします。

○議長（齋藤則男君） 上志比支所長。

○上志比支所長（酒井健司君） 会議室は一つでございます。今のところ約21坪ぐらいの多目的な会議室を予定しております。

○議長（齋藤則男君） 多田君。

○17番（多田憲治君） これ、私、会議室、支所長のほうから会議室は一つだというふうなお話も聞きました。これは私はちょっと思いますのは、この2月ごろになりますと確定申告、また今言う不在者投票がもし選挙で重なった場合に、こういう一つの部屋で対応ができるのか。私はその辺がちょっと危惧しておりますが、その辺、支所長、どう思いますか。

○議長（齋藤則男君） 上志比支所長。

○上志比支所長（酒井健司君） スケジュール的にちょっと重なるということは考えてなかったんですけど、今の新しいところでは、今ある会議室ございますね。期前やっているところよりはちょっと広がるので大丈夫だと思います。

○議長（齋藤則男君） 多田君。

○17番（多田憲治君） 私、確定申告とそういう今の選挙の不在者の事務になりますと、かなりその辺の対応が、そこに人がいる。それを今一つの部屋で対応しようと、ちょっと私何か不具合が出てくるんじゃないかと思いますが、一回その辺、また理事者のほうといろいろと相談をして……。

○議長（齋藤則男君） 副町長。

○副町長（平野信二君） 今の件ですが、支所長が言ったのは21坪ほどって、会議室、多目的会議室ということで考えているんですが、その辺につきまして事務が重なる部分につきましては、当然商工会の公民館に改修している部分とあわせて検討しているわけです。

ですから、一応建設につきましては当然併用しながら、どういう事務をとっていかというので、前後、道を挟んでほん近くにございますので、その辺きちつと対応しながら設計に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤則男君） 多田君。

○17番（多田憲治君） これは副町長、選挙事務ですとやはり町の職員が兼ねるんですね。そうすると、今言うのは窓口に来た場合に、今の商工会の事務所まで飛んで行って、そこでやるということはなかなか難しいんです。わかりますか？

それから、今のこの確定申告になりますと、やはり今言うOA機器がその辺つながっていますので、その辺の絡みもありますと、私はもう少しその辺の支所会議室、面積はさておいても、その辺の対処というものをやはり考えておかないと、選挙事務で町の職員が一遍たんび、お客さん来たら、電話で商工会の事務所へ飛んでいってということはなかなか私は難しいかと思うんですね。

○議長（齋藤則男君） 副町長。

○副町長（平野信二君） ただ、これまでも確定申告と期日前投票は重なっていると思います。例えば2月に行われるのは町長選挙だけですが、その辺は今、現庁舎でも重なっておりますから、職員はいわゆる申告の時期と期日前は一緒でございますので、その辺は場所がちょっと変わるだけですが、その辺は本当に支障がおきないかどうか、その辺を含めて考慮していきます。

○議長（齋藤則男君） 多田君。

○17番（多田憲治君） 私もちよっとその辺、行政はあれですが、やはりその辺にひとつ支障のないような設計という形も十分考えていってほしいと思います。

それから、次の質問でございますが、取り壊しの予算も近く計上されると思いますが、支所建設については住民も大変、先ほど申しましたとおり本当に大変関心もありまして、地区住民から成る建設委員を発足して、ガラス張りの事業遂行を考えていないのか。これ私、一度、全協か何かで一回お話したことがあったと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 実は振興会の皆さんに数年前からお話を聞いておりました。今回実は上志比支所から設計の予算というのも上がってきたんですが、もう一度、建設委員会ではないですが、振興会の皆さんと、町が考えているこの支所の機能、これを話し合う場を持ってほしいということで、今回は設計の予算は次回に繰り越し、より住民の声を聞いてほしいということで次回にしましたので、最初からずっと、振興会の皆さんが、かわられている方もいらっしゃいますが、やはり振興会が最初から携わっていただいていたので、もう一度町の案、また皆さんの使い勝手のよさ、公民館との兼ね合い、こういったことをお示しして決めてきて、また予算計上させていただきたいと思っております。

○議長（齋藤則男君） 多田君。

○17番（多田憲治君） 今のケーブルテレビの移譲の話につきましても、やはり事務局みずから、上志比とか永平寺、松岡、美山地区に出向いて、いろいろとそういうお話もしているわけでございます。

今、町長おっしゃいましたこの振興会っていいですけど、本当に振興会にしましても、各区長さんが各地区でその辺のお話をするかというのは大変私も疑問に思うわけでございますので、やはり今後、こういう広報紙がありますので、そういうものを一つ中に入れて、事業、今の建設委員を考えていないならば、そういう記載の記事もして、しておかな。

先ほど言いましたとおり、一般住民の人は、何か今、役場建てかえするんだという、支所を建てかえするんだというけど、何か今までどおりの鉄筋の3階建てか何かそんな思いをしているわけでございますので、その中には私もいろいろと説明するんですが、そういった声もございましたので、あらためて質問をさせていただきました。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、いい提案いただきましたので、まず振興会の皆さんとお話しさせていただいた後に、また皆さんの声を聞く、そういったのを上志比支所中心でやらせていただきたいと思いますので、ご理解よろしくをお願いします。

○議長（齋藤則男君） 多田君。

○17番（多田憲治君） それから、最も危惧されていることは、上志比地区は従来の消防の分遣所もなくなりまして、地震、またことしのように頻発する台風、豪雨災害等の緊急対応が懸念がされます。

緊急事態に住民の安心感を得るためにも、週に、今言う職員の当直を考えてい

ないのか。これも一種の先ほど言いましたこういう建設委員を発足しますとそういうふうな意見も出てくるかもわからないんですが、こういった形で当直のことをお尋ねをいたします。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） ただいまの職員の当直の件でございますが、まず当直につきましては来年、上志比支所が移設をした場合、日直は今までどおりで考えております。また、当直についてでございますが、現在、夜間の電話での問い合わせ件数でございますが、1カ月に1回程度と聞いております。また、除雪の際の問い合わせ等につきましては、除雪する場合には職員が上志比支所に待機をいたしております。

それと公民館活動につきましては、公民館の利用件数でございますが1カ月に21件ほどございまして、年間約250件ほど利用するとのことでございます。

しかしながら現在、永平寺町の商工会、旧上志比支所を改修しておりまして、公民館活動のほうは上志比の地域振興センター、これは仮称でございますが、そこで行うこととしておりますので、上志比支所とはちょっと別として考えていただきたいと思っております。

そうした中で、夜間の電話対応についてでございますが、永平寺支所のほうも宿直を廃止しましたが、電話につきましては本庁へ転送されまして、これにつきましては支障を来していないとのことです。また、消防への連絡もないとのことでございます。

それで、上志比支所についてでございますが、夜間の問い合わせもほとんどないということから、電話の対応につきましては夜間の緊急連絡も含めまして転送により本庁で対応したいと考えております。

また、除雪につきましても職員が待機をすることとしていることと、永平寺支所のほうも宿直を廃止して支障を来していないということもございまして、上志比支所での宿直に対しては廃止をしたいと考えております。

また、緊急時の対応でございますが、上志比支所のほうは避難施設としておりまして、台風とか大雨、洪水等の警報発令に伴う避難準備情報を発令した場合と、また地震等の災害が反省した場合、直ちに緊急時の対応を行うこととしており、職員の配置もすることとしております。

こういったことで宿直を廃止しまして、住民の皆様にご迷惑をかけないように努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 多田君。

○17番（多田憲治君） 地震の場合にはとっさに起きることですが、このごろ台風とか豪雨とかになりますと、マスコミが大変騒ぐといますか、情報が早いわけでございまして、やはりことしの10月の21号の台風の大きい風につきましても、今までいろいろと台風も遭ってきましたが、ああいう大きい台風の対応とかになりますと本当に私は不安でなりません。

そういった形で、私先ほど申しましたとおり、そういう対応というのは住民は敏感でございまして、やはりそこに町の職員が常設していれば何かひとつ安心感があるわけでございまして、今、総務課長おっしゃいましたとおり、やはり緊急警報が出たら町の職員がその支所へ駆けつけるのでは、ちょっといまいち対応が遅いかなと、このような考えもしていますので、再度その辺のご回答をひとつ何かお願いできたらお願いします。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） ただいまちょっと申し上げましたけれども、マスコミとかそういう対応につきましては、本庁のほうが本部となりまして対応いたします。

それと、永平寺支所も上志比支所も同じでございすけれども、当然そういった状況、台風等いろんな状況入った時点で警報が出るおそれがある場合とかにつきましては、その状況判断して職員の配置を考えておりますので、その点はちょっとご理解いただきたいと思っております。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 避難準備情報とかマスコミが流れる場合は町の判断で流れますので、実は流れたときには役場の職員が役場に来まして、支所ですと支所のほうに行きまして待機をしています。もちろん避難場所にも職員が、実は放送、皆さんにお知らせした時点ではもうスタンバイができていますので、緊急時、地震だけはさすがに急に起こりますのでとっさの対応が求められますが、台風とか水害については事前にそういうふうな今、対応をとっていますので、ご理解よろしくをお願いします。

○議長（齋藤則男君） 多田君。

○17番（多田憲治君） 町長はやはりみずから自主防災のそういう免許も取りまして、本当に熱心に対応しているので、私本当に心強く思うわけでございます。

こういう私たち上志比の中山間に住んでおりますと、先ほど言いましたとおり、こういうふうな事故とか災害が本当にこのごろ頻繁に起こっておりますので、やはり住民の安心・安全のためにもひとつ万全の対応をよろしく願いいたします。

以上をもちまして私の質問を終わります。

○議長（齋藤則男君） 次に、4番、朝井君の質問を許します。

4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 4番、朝井征一郎でございます。

きょうは2問、質問をさせていただきます。

きょうは、町長初め各課長の皆様におかれましては元気で議会に出席をされておられますが、聞くところによると体調を崩されておられる職員の方がたくさんおられるとお聞きしておりますが、そこで多忙解消、働き方の見直しについてお話をさせていただき、質問させていただきます。

そして、きょうも元気で「おはようございます」と登校する児童を見て、うれしく思っております。人生の幸福の根源は心身の健康にある。明るく、楽しく、健やかな生活にあると言われております。

では、本題に入らせていただきます。

多忙化解消、働き方の見直しについて。

先般の質問で、教育長にお伺いしました学校教育支援員、また部活指導員が配置しているのをお聞きいたしました。教師が忙しくなると子どもも忙しくなると思います。よいことだと思うが、たくさん詰め込んでいくと消化不良を起こし、心が病気になっていく子どもたちがふえていくのではないのでしょうか。

池田町の問題として、登校が辛い、学校に行くのが辛い、学校を嫌がっている生徒があったそうです。県内の小中学校で学力テストトップクラスを長年維持するための教育、環境の中、教職員は生徒の高校進学のために、土曜日、日曜日出勤するなど、教育熱心で宿題にも力を入れていた。教員から立て続けに強い叱責を受けた精神的なストレスが大きな原因ではないか。教師が生徒一人の理解を深めていけば防げることはできたのではないのでしょうか。

子どもたちが得意分野で夢や希望を持ち希望に向かって挑戦し、一つ一つ指導をしっかりと子どもたちに気配り、目配りしながら教育する必要があると思います。

本町においてはどのようなのか、お聞きいたします。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君）　ちょっと長くなるかもしれませんが、私の気持ちを聞き取りいただきたいと思います。

池田町のこの事件、本当に本町ともよく似た環境にありますので、早急な対策が必要ということ強く感じてます。といいますのも、素直で真面目で、言われたことをきちとなし遂げようとする頑張り屋の子どもたち。それから、一人一人を大切に少しでもよくしてあげようと努力を惜しまない真面目な先生方。どちらも一生懸命頑張っている中での事件です。本当に胸が痛くなる思いでいっぱいです。

10月3日の校長会において、これはまだ事件が明るみに出てないときですけれども、本町の個に応じた指導に関する現状と課題というふうなことで、ある校長先生から校長会の席上で提案がありました。こういうことをもう少し永平寺町で頑張っていこうやないかというふうな話し合いが持たれました。

その1つ目は、個に応じた指導とはどういうことかということ話し合いました。先生方はその子のためと思って一生懸命頑張るんですが、そのやっている指導が本当にその子のためになっているのか。個に応じた指導とは、教師一人一人が個別にその子に価値を押しつけるものではなくて、子どもたちの持っているものを効果的に引き出していくものでないといけないんじゃないか。決して大きなお世話になってはいけないんじゃないかということを確認しました。

それから2つ目に、得意なことと苦手なことのバランスを考えて指導していかないといけないんじゃないか。この場合、宿題と部活動を例に挙げました。従来ですと宿題ができていないと大好きな部活動も行けません。宿題が終わるまで部活動はできません。特に勉強の苦手な生徒は大変です。宿題をさせることも大切なんです、それ以上に大好きなことを力いっぱいさせてあげることのほうがたつなんではないか。そういうことも確認しました。

そしてまた、気がかりな子どもに対しても同じように支援員もたくさんついて、いろんな人が、そしてきめ細かく、人数が少なくなってますから一人一人にやるんですけれども、その子にとっては、苦手なことばかり、あれもだめ、これもだめ、そういうことになってはいないか。やっぱり得意なことや本人のやりたいことを思い切りさせながら、褒めて伸ばす指導が大切なんではないか。

そして、全ての子どもたちが毎日朝、笑顔で登校できるようにしてあげていく必要があるんじゃないか。先生方一人一人の指導法、本当によかれと思って一生懸命やっているんです。でも、そういうところが本当に今の子どもたちに合っ

いるのか。そういう指導法の見直しと先生方の意識改革、そういうことを各学校において早急に確認していく必要があるんじゃないか。

それから3つ目、これも一番大事なことなんです。保護者との共通理解と連携です。子どものちょっとした変調も見逃さずに、また学校でいつもと違うことがあった場合には、あるいは厳しい何か指導があった場合には、速やかに保護者に連絡して、話し合いをしっかりと持って、そして友好的な関係を保ちながら、保護者とともに見守っていく。そういう姿勢を大切にすることが必要なんじゃないか。

この3つの点をしっかりと確認して、今進めているところです。

その後、池田町の事件が公表されて、県の研修会等も実施されました。

それから、学校でも現職教育などもしっかりとできるようになりました。今挙げた3つの点もしっかりと含めて、先生方、もう一回子どもたちを見直して、しっかりと子どもたちとの心の関係をつなぎ合わせて頑張っていこうじゃないかというようなことで今進めているところです。

○議長（齋藤則男君） 朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 次に、全教職員が児童一人一人の特性をしっかりと把握し、寄り添う指導を心がけ、心の教育を大切にするよう、同時に教員の多忙化を解消し、心の余裕を持たせることを心がけてほしいと思います。

教員は生徒の学習活動のおくれや生活態度に目が行きがちになるが、根の底にある発達特性を踏まえた生徒理解が必要ではないだろうか。生徒指導は生徒の持つ潜在的な能力を引き出す働きかけでなければならないと思います。

発達障がいの可能性については、知的障がいのない発達障がいの子はたくさんいるが、学力や特性に合わせた支援がなかなかできていないと思われます。生徒一人一人に即した学校全体での支援の仕組みが必要であると思われる。

特性や発達段階を十分考慮せずに、いたずらに注意や叱責を繰り返すことは児童生徒を追い詰めることになりかねないか。小中学校教職員の長期労働解消に向けて、各校で目標の退勤時刻を設定し早目の帰宅を目指す取り組み、業務の効率化を図るなどの働き、仕事の内容を見直すきっちりづくりをされておられると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 本当におっしゃるとおりで、先生方、大変だと思います。

それで教育委員会としましては、8月25日に教職員の業務改善のための取り組みについてという通知を出しまして、全ての教職員に周知徹底し、改善をお願い

いしているところです。その中身につきましては、みんなの協力で月80時間以上の超過勤務者ゼロ、学校消灯時間を午後8時とするということを目標にして何とかやっということうことです。

具体的には、教職員の出退勤時間の管理と改善、中学校の部活動の改善、出張、会議等の精選、それから町主催の会議や研修会の精選、夏季休業中の学校閉鎖日の設定、留守番電話の設置などを挙げ、みんなで協力し合って、より働きやすい環境にしていこうということで今努力しているところです。

○議長（齋藤則男君） 朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 中学校部活動を、今言われておりましたが土曜日、日曜日いずれか平日の1日と、それから月曜日を原則として休養日に充てるとか、さらに週1日、退勤時間を午後6時には全員退勤するとか、早く帰ろうデーを設定し、全教職員で長時間労働の解消を進める学校もあるとお聞きしておりますが、また保護者らの学校に対する意見を聞き、改善が必要であれば子どもたちに寄り添った学校運営を反映して欲しい。

本町では、これからどのような学校運営を進められるのか、お聞きいたします。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 部活動につきましては、今、議員さんおっしゃられたようなことはほとんど本町でもやっているんですけども、部活動というのは授業じゃないんですけども学校教育活動の一環としてやると。子どもたちにとっても生涯にわたって楽しめることでもありますし、生涯の友であるような活動ですので重要な柱の一つだと考えています。

そこで、どうしても部活動ってなりますと、放課後の活動、それから土日の活動、これは全部ほとんどが超過勤務の対象になる時間なんです。普通のとおりやっということうことでも約70時間ぐらいはそういう時間になってしまうんです。

本町の新たな取り組みとして、今、本町以外のところもちょっと注目はしてらっているんですが、週3日、6時間目の授業から部活動がやれる時間をとっということうことでも今やっということうことです。そして、6時には部活動が終了して、6時15分には下校させる。6時間目の授業がカットされていくわけなんですけれども、以前から本町の場合は夏休みに先取りで授業をやっていますので、その時間を充てていって、6時には子どもたち部活動終了している。今までの部活動の活動時間とは全く変わらないというふうなことで、今、試行的に2学期からやっということうことです。来年度からはそういうようにやっということうこと、学校教育活動の

柱であるので、そういう時間を活用して、先生みんなで力いっぱいやれるような時間を確保していきたいというようなことで今進めているところです。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） それと教育委員会からのいろいろな学校での授業という、町がお願いする授業というのがあります。

ただ、先生のお話を聞きまして、例えば立志式、各学校でやっていますが、ひとときは各学校でやって、またみんなでやる立志式あったんですが、そういったのは学校もいいということで取りやめさせていただいたり、子ども議会、あれも学校のほうが結構負担になっているということで、じゃ、それならすまいるミーティングで学校へお伺いしますということで今そういった形をとらせていただいたり、また横並びで学校にお願いするという授業が結構あったんですけど、学校にに応じて、じゃ、うちはこういったことをするとか、うちはこういうのをやるとか、そういったふうな形を、教育委員会と学校の理解を得ながら今やっています。

これは決して町が学校の教育と地域の教育をおろそかにするのではなしに、こういった現状とかそういったことをあるのを踏まえて取り組ませていただいているところもありますので、よろしくをお願いします。

○議長（齋藤則男君） 朝井君。

○4番（朝井征一郎君） ただいまは教育長や町長からお答えをいただきましたが、次に、本町において職員の長時間労働解消に向けてのお考えをお聞きいたします。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） 今、町の職員、これにつきましても今、働き方改革ということで超過勤務をなるべく少なくするような方向で話をしているところでございまして、今、水曜日がノー残業デーということでしております。それと、午後8時にはパソコンの電源が切れるような措置で、よっぽどの仕事の、各課仕事いろいろありますけれども、なるべく8時までには帰宅するよということ、各課、各所属長でそういうことに努めているところでございます。

また今後、せんだっての課長会議でもちょっとお話しさせていただきましたけれども、いろんな面で残業の手当、超過勤務手当とか、そして土日の出勤とかイベントだとかいろんなことで課題があります。そうしたことで、もう少し時間をいただいて、職員組合のほうからもそういったご提案がありまして、それにつきましても今検討中ではございまして、もうしばらくお待ちをいただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この件につきましても、毎回毎回いろいろな試行錯誤で考えてきております。

今、超過勤務につきましてもは総務課がやはり効率化ということで一元化になって、昔は各課の課長の判断というのがあったんですが、今、効率化ということで総務課長となっていました。

ただ、やはり全てがそうではなしに、課の課長がある程度判断できるそういった超過勤務の考え方というのも大事ななと思ひまして、もう一度それは今、職員組合さんと一緒にまた話し合いながら、やはりしっかり目が行き届くということも大事だと思います。それはやはり所管課の課長がしっかり管理できる、また様子をうかがえる、そういった体制をつくっていきたく思いますので、またいろいろご提案させていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（齋藤則男君） 朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 次に、2問目に入らせていただきます。

次に、公用車にAEDの積載をということで、AED、自動体外式除細動器を載せた車が町内を走るということで、町内を巡回する公用車が緊急現場に遭遇した際に迅速な救命処理を行えるように、福祉保健課や子育て支援課などの公用車を使用する職員はAEDを積載し、公用車はAEDを車に持ち込み、積載していることを示すステッカーを車体に張って出発するというのをどうかと考えております。

防災士、救命救急体制の強化を進めている本町では、多くの職員が防災士、普通救命講習を受けられている方が多いと聞いております。AEDの積載を実施してはどうかと思われませんが、お聞きいたします。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） ただいまの件につきましてお答えをさせていただきます。

先ほど長岡議員からもAEDのことについてご質問ございましたけれども、まず公用車へのAED積載でございますが、町では救急車3台にAEDを積載しております。それと、消防団車両2台に積載をしているという状況でございます。

一般公用車のAEDの積載についてでございますが、県内ではほとんど積載をしていないとのことございました。積載をしてないまず理由といたしましては、1点目にAEDの具体的な設置、配置基準というものがございます、目撃され

る心肺停止事案で心室細動の検出頻度は不特定多数の人が集まる場所のほうが高いとの調査報告がありまして、一般的には不特定多数が多く集まる施設等に設置するのが望ましいとのことでございます。

2点目に、心臓の突然死のリスクでございますが、10万人のマラソン大会で0.5件、5万人参加のイベントで1件というぐらいの確率でございますが、本町ではこれまでAEDの使用実績が一度もございませんが、大きなイベントにつきましてはもしものため消防にある貸出用AEDを準備し、対応している状況でございます。

それで、一般の公用車、今、軽トラックとトラックを除いて40台ございますけれども、この積載については今のところはちょっと考えておりませんが、今後、県内の実績等も調査してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 今もお答えいただいているんですが、先ほど同僚議員の長岡議員からもいろいろ質問されましてお答えいただいておりますが、町の小学校、中学校にも設置してあると思いますが、まだ設置されておらない学校があれば早急に設置していただきたいと。そして、先ほどもありましたが、夜間や休日でも使用できるように野外の設置はどうかと。そういった面。それから、公共施設などに導入したらどうかということでございます。

町民の命を守る対策をお考えいただきたいと思います。

そして、先ほども質問ありましたが、公共施設に何か所とか、小学校にこれは先ほどお答えいただきましたので省かせていただきます。

そしてまた、一つの案といたしましてえちぜん鉄道の駅にも設置されたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） まず、町内の公共施設につきましては、小中学校、幼稚園、それと公共施設につきまして全部で43カ所全て設置をしております。

また、今ほど申し上げました町としましては先ほどもありましたけれども救急救命士、これとか防災士。防災士につきましては永平寺町内では256人、うち職員は106人おります。それと、救急救命の講習会の受講者ですけれども、今年度は60回で2,700人の人が受講したということでございますけれども、これまで永平寺町で講習会を受講した人は5,468人ということで、小中学生

を残した以外で約3分の1、3人に1人はこういった受講をしているものと思っております。

そうしたことで、町では今、防災士の資格取得と、おおむね3年をめどに消防署が行う普通救命講習会、こういうふうなものを受講しましてもしものときの対応できるようなことで体制づくりを行っております。

それとえちぜん鉄道につきましては、今後、えちぜん鉄道のほうへまた町のほうからこういったご提案をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤則男君） 朝井君。

○4番（朝井征一郎君） どうもありがとうございました。

これにて質問を終わらせていただきます。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩をいたします。

（午後 2時49分 休憩）

（午後 3時10分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、14番、中村君の質問を許します。

14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） 今回は、1問目は本町上水道施設の現状と課題はということと、2点目には国体に向けた花いっぱい準備運動はどのように進捗し、万全かということを質問させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

まず1問目でございますけれども、永平寺町公共施設等総合管理計画から、施設類型別の中の本町上水道施設の現状と課題はということで、まず基本的なことでございますけれども、担当課長に質問いたします。

類型別施設の概要で、導水管5,392メートルと、また送水管が1万957メートル、また配水管が16万4,931メートルと、総延長で18万1,280メートルとの報告がございます。この各管の用語の説明、また基本的な役割、それをひとつご説明願いたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（原武史君） 水の流れに沿った形でご説明させていただきます。

まず、井戸等で水を取水しまして、滅菌処理を行う浄水施設、水を清める施設にまず水を送ることになります。この取水施設と浄水施設を結ぶ管を導水管とい

うことと呼んでおります。

次に、滅菌処理された水は浄水施設から配水池のほうに送られます。この浄水施設と配水池を結ぶ管のことを送水管というふうと呼んでおります。

最後に、配水池から各家庭に配られることとなりますので、この管を配水管というふうと呼んで管理をしております。

○議長（齋藤則男君） 中村君。

○14番（中村勘太郎君） 導水管では井戸からくみ上げたそういった水を消毒し、そういうふうな貯蔵するための導水管ということで、これは要するに各井戸がございませぬ。ちょっとイメージしますと井戸がございまして、管内何か所か、何十カ所かあるかと思えますけれども、そういうふうな、後でちょっと質問したいと思うんですけれども、そういったことでいろいろな役割があるということ。私、思っていたのは、人間で例えると動脈、静脈が導水管で、ちょっとした手足へ行くのが送水管で、毛細血管、そういったのが配水管かなというような感じで捉えていたんですけれども、そういったイメージになって各家庭へ配られるとういこととございませぬ。

次に入りたいと思いますが、現状と課題の中で1つ目に、老朽化した水道管を下水道事業と並行して布設がえを行い、水道の安定した供給に努めている現状と報告があります。年間にどのぐらいの布設がえ工事がなされているのか。また、ここに計画の中に基本認識として書かれていますが、本町における平成29年から32年の推定年平均投資的費用は、公共施設等整備費が約3.8億円、年、インフラ整備施設が約4.6億円と年に、合計約8.4億円を年間必要となってくるというようなことがちよつとうたわてあるんですけれども、こういったことから管内の水道管の施設が行われてから現在までの耐用年数とかで、どのような更新計画が必要なのか、求められるのか。こういった経費を基本といたしまして、やはり町民が踏まえていかなければいけないことだと思っておりますので、質問させていただきます。

○議長（齋藤則男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（原武史君） 水道管の老朽管更新事業につきましては、現在のところは行っておりませぬ。

過去におきまして、水道管の更新費用を抑えるため、旧3町村時代において下水道管布設工事にあわせて老朽管の更新を行ってきたところでございます。更新時期は旧3町村によって異なりますが、平成に入ってから平成12年ごろにかけ

てが主流でございました。現在使用している配水管の多くがそのころに布設されたものでございます。

水道管の一般的な耐用年数は約40年と言われておりまして、平成28年度末における水道管の老朽化率は61%というのが現状でございます。

有収率が低下しているということもありますし、10年後あたりから耐用年数を向える管がふえてくるということになりますので、費用を抑える布設がえ手法とか、必要な財源確保、更新期間の平準化も踏まえまして、水道事業経営を圧迫させない更新計画の策定に今後取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（齋藤則男君） 中村君。

○14番（中村勘太郎君） 今のご答弁で、今、耐用年数は40年を向えているというようなことで61%、10年後にはそれが圧迫してくるというようなことで差し迫ってきて、それから完全にしていかなければいけないということでございますね。よくわかりました。

次の質問でございますけれども、現状と課題の中で2つ目に、今後は施設の更新と情報管理システムの構築が課題と示されております。

本町の上水道施設の配置状況は管内に何カ所あり、またいつごろからの施設か。また、情報管理システムの構築が課題となっているが、どのような必要性の内容なのか、これもあわせてご答弁をひとつお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（原武史君） 水道管以外の上水道施設の主な配置状況としましては、現在使用している井戸が12カ所、浄水施設、浄水場が合わせて6カ所、配水池が12カ所でございます。これら施設の設置された時期でございますが、松岡地区においては昭和50年代のものが多く、永平寺地区においては昭和63年から平成10年にかけて、上志比地区においては平成に入ってから設置になっております。

なお、これらの施設内のポンプ等機械設備や電気設備につきましては、耐用年数を考慮しながら、順次、修繕、取りかえを行ってきているところでございます。

次に、情報管理システムの構築が課題ということについてでございますが、これは上水道の施設台帳についてでございます。現在の上水道の施設台帳につきましては、旧3町村時代に作成したものを持ち寄ったものでございまして、地区によっては紙ベースのものしかないというような現状になっております。また、作

成時期が古いため現場との相違も多く、業務に活用しにくいという問題が起こっております。

これまでは経験豊富な担当職員に頼ることで施設台帳の不備を補完し、お客様からの問い合わせ等へ対応してきたところでございますが、どの職員であっても問い合わせ等に迅速かつ正確に対応できるようにすることもサービス向上の一環として必要なことであると考えておりますので、経営状況も勘案しながら水道施設台帳システムの導入を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（齋藤則男君） 中村君。

○14番（中村勘太郎君） 情報管理システムというのは、施設でなしに情報、台帳のそれを一括管理するシステム体制をつくったシステムということでございますね。

いろいろなシステムをつくるということで、これは水道課の職員たちで立ち上げるということでございますか。それともどこかへ委託してそういうふうなシステムを構築するということでございますか。

○議長（齋藤則男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（原武史君） 基本的には業者等に委託してシステム上で水道台帳等を構築していきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤則男君） 中村君。

○14番（中村勘太郎君） ありがとうございます。

そういったこれから10年後でございますけれども……、何か、いいですか。言い漏れたことがあるのかなと思ひまして。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、このシステムの構築をしていきたいと思っております。

今、紙ベースで、つくり方も各旧2町1村で全然違いますので、システムを統合することによってより柔軟に問い合わせの方とかの対応ができるようになると思います。

これはまた議会のほうでもご相談させていただきたいと思ひますが、このシステムができ上がりますと、坂井市とかいろいろな市ではその部分、飲む部分とかそこは違いますが、その部分は民間委託をして、より事務の効率化といひますか、そういったことも検討の一つに上がっております。ただ、それはこの民間委託につきましてはもちろん議会の皆様のご理解を得なければできないと思ひます。

ので、またこのシステムが入り次第提案もさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（齋藤則男君） 中村君。

○14番（中村勘太郎君） こういうシステムには将来を見据えたそういった研究をしていただいて進めていただきたいというふうに思っているということでございます。

4番目でございますけど、これは町長に質問させていただきますけれども、基本方針の中で永平寺町の地震災害時における応急給水拠点を明確化し、応急普及期間の目標数量を確保できるよう施設整備を行うとありますが、現在、どのような計画段階でおられるのか。災害に強い永平寺町を構築するために町長のご所見をひとつよろしくをお願いします。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、現在、永平寺町管内には応急給水拠点として防火水槽と兼用ではございますが貯水量60立方メートルの耐震性貯水槽が4カ所、松岡2カ所、永平寺2カ所に設置されております。これは永平寺町地域防災計画における災害時1日1人当たり3リットルの給水確保の目安から判断すると、全町民の4日分の給水量に相当することから、防災計画で位置づけられている必要量は確保されていると考えているところでございます。

しかしながら、地域性で見ますと上志比地区には設置がございません。災害時には道路が寸断されることも想定をしなければいけないという中で、災害に強いまちづくりを目指す本町としましては、広域避難所単位での貯水槽設置の必要性についても検討し、さらなる災害対策等の充実に努めていきたいと考えております。

上志比地区が今ないということで、先ほど多田議員の質問にもありました支所が今建設される。実はあそこには防火水槽は入っているんですが、飲み水対応のこれはない。避難所のそばにこれがあるのいいのか、防災の一つのかなめとなることも想定されます上志比支所、あの場所がいいのかというのはこれから検討していただいたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（齋藤則男君） 中村君。

○14番（中村勘太郎君） ありがとうございます。

今、そういった施設が4カ所ということでございますけれども、私、ちょっとうろ覚えなんですけれども、御陵小学校の前の西側の構造改善センターの駐車場

に1基、それから吉野小学校の校舎の入り口に1基、それと消防本部のところ、支所に1基、もう1カ所は。

○議会事務局長（川上昇司君） 緑の村。

○14番（中村勘太郎君） 緑の村。ありがとうございました。今、局長が答えていただきましたので。ありがとうございます。

これから今後、上志比のほうにも1基つくるということで、今、町長おっしゃったように。やはりそういったことは必要だと。上水道を利用した飲料水の確保ということは必要であると思いますので、あそこはやっぱり防災の拠点、上志比のところではやはり支所跡、先ほど多田議員のおっしゃったようなそこら辺に拠点を置くほうがよろしいかなと、私は個人的に思っております。

ありがとうございました。

では、2問目の質問に入りたいと思います。

2問目は、国体に向けた花いっぱい準備運動は万全かということでございます。担当課長に質問させていただきます。

来年の福井しあわせ元気国体の開催に向けまして、少しでも区民の皆さんと一緒に参加する気持ちで、私ども上合月当区としましても婦人部、子ども会、青年部、壮年会、高壮年会と、そういった多くの方々に出席をしていただいて、花いっぱいおもてなし運動に参加したところでございます。

当地区では、オレンジや黄色のマリーゴールドや、白やピンクにベゴニア、紫や白のぼんぼりがかわいいセンニチコウやコリュウス、4種類の花を育ててまいりました。なかなかこの間で一番大変なのはやはり水やりだと。ことしは比較的、そろそろだめやなと思ったときに雨がざっと降ったり、ちょっとそういった管理が手間が省けたときというんですか、私の私用があつてやれなかったときもあるんですけども、そういった天候で水やりは、1本も枯れたことがなかったと思います。

今も葉っぱは茶色になっているんですけども、黄色い花というんですか、オレンジはまだ25鉢のうち8割方がまだ黄色い花を持っているというようなところでございます。

こういったことで、いろいろ管理的には大変だなというように思いました。実感しました。当地区の各家々の玄関先を回らせて、各家々がプランター1個から2個、そういったことで違う花、それぞれ栽培してまいりまして、私、監視というところであれですけども、どのような状況かなというようなところで花をしながら

回った感想は、大変喜ばれていたと。楽しみだったというように、これは冗談抜きに、お世辞抜きに、育てるのは大変で、水やりが大変やのとかそういうような感じでおっしゃっていて、大変喜んでおったというようなところでございます。

また、来年もしっかり頑張ろうかなというふうに思っておりますが、町全体の花を育てられた方々の、国体推進課のほうで聞かれておられる意見とか感想がございましたら、来年に向けた花は何に決まったのかというようなところから、ひとつご教示をお願いしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 国体推進課長。

○国体推進課長（家根孝二君） それでは、お答えさせていただきます。

今年度、花いっぱい運動といたしまして8種類の花を町民皆様の協力をいただきまして栽培したところであります。合計2,000基分のプランター栽培を行いました。このうち現在、本町実行委員会が配布いたしました1,600基のプランター栽培に協力いただきました個人、団体の方々には、実際今、アンケート調査を行っているところであります。このアンケート調査をもとにしまして、皆様のご意見や感想を取りまとめ、栽培方法などを検証した上で、来年、栽培していただきます花の種類を4種類ほどに決定したいというふうに思っているところであります。

県が支給しましたプランター400基分、全部で16の団体の方々に協力いただきましたが、こちらのほうのアンケート調査が終わっておりますので、ここで幾つかその感想、意見等を紹介させていただきたいと思っております。

まず、プランターに植えかえる作業は、セルトレー内では能率が悪いのでポットにした状態で配布してもらいたい。水やりや花が枯れた後の摘み取りが大変だった。摘心や切り戻しはしなかったが、それなりに花はたくさん咲いた。9月上旬の開花を目指し、花の芽を摘んでいたが、本国体のときに見ごろを向える予想ができた点はよかったと思う。ペチュニアは花がやわらかく、前日開いた花が次に咲いた花にへばりついて見づらく悪かった。最後になりますが、花の色がよく、住民の方から喜んでいただき、大変よかった。福井国体に向け来年も頑張ろうと思う。

以上、このようなご意見や感想があったことを申し上げたいと思っております。

なお、ちょっと話はそれるかもしれませんが、現在、ある町民の方から参ろ一どの路肩といいますか、その参ろ一ど沿いに花を植えたいという話がありまして、私自身、花いっぱい運動が広まってきているなというふうに思い、大変うれしく

思っているところであります。

国体の花いっぱい運動がきっかけとなって、国体が終わった後も町内の至るところでこの花いっぱい運動が展開されることを期待しておりますので、議員さんにはことし、上合月区のほうでご協力いただきましたが、引き続き協力いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（齋藤則男君） 中村君。

○14番（中村勘太郎君） 今説明をいただきまして。

いろいろな花がございますけれども、とにかく開会に間に合わすようなタイミングをどのように保つかと、管理するかということが一番大変かなというふうに思っております。

この配られた花で本当に、素直な花と言うとおかしいけど、育てやすい花というふうな感じで。ただ、一番ここで今質問しようと思ったのは、一度ふれセンで自分のところは100鉢をお願いして75鉢で、花の育成が悪かった、苗の育ちが悪かったということで、あとの25鉢のマリーゴールドは20日間以上後になったんですね。やはり区民の皆さんにまた集まってくれと、そういったことがなかなか周知ができない、またいろいろな日程も合わせられない時期に来ていたこともありまして、自分ひとりであと25鉢、土入れて、花植えて、水やってと、あとの25鉢が全部自分であれしたんだというようになってたんですね。配るのも大変なんです、あれ。土入れると、水やると重うなりましてなかなか、管理も一つずつ説明せなあかんのかなと、みんな行きますと大変なことになるんで、これなら自分ひとりでやってしまえと。自分の道のところへ、北側の道ですけども、そこへずっと並べまして育てて。そうしていたところ、それに気がついた周り、近所の奥さんが水をやってくれていたようにも思っております。

そういったことで、苗をつくっていただくところはどこで発注するんか知りませんが、できるだけ極力、やはり一括で配分というんですか、プランターと土と苗と配布していただきたい。なかなかそういったところの徹底が難しいかもしれませんが、やはり生き物ですからね。極力そういうふうにするようお願いしたいというふうに思ってるんです。

○議長（齋藤則男君） 国体推進課長。

○国体推進課長（家根孝二君） 今年度、先ほど言いました町から1,600基分、あと県のほうから400基と。町のほうはプレ大会、8月上旬に始まりまして。8月上旬に花が咲くように準備させていただきました。県の支給分につきまして

は、本国体の実証栽培ということで、9月中旬、13日から会期前開催始まりますけど、本国体に合わせての配分だったものですからちょっと時期が1カ月ずれたんですね。花の開花時期が違ふと同時に、当然苗の配布も違ったということがありますので、来年度は当然県と調整を図りますけれども、同じ日に配布できるように極力、努力したいと思います。

また、もし時期がずれたとしても、この県と町を日にち変えて同じ団体に分けますといったことはしませんので、必ず一度といいますか、1回の配布で終わらせたいというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 中村議員が花を本当に愛してくれてうれしいなと思っております。

今回、アンケートの回答もありまして、今、実はこの花いっぱい、いろんな方がうちの地区、うちの地区で植えたいという声が上がってきております。さらに発展系で、先ほど話があった参ろども花でいっぱいにして花の名所をつくりたいという声が出てきておりまして、国体が終わった後もこの花いっぱい運動といえますか、花のあるまちというのを目指していけたらいいなと思っております。

来年、花の説明会のときに花いっぱいサミットみたいなのを開催しまして、みんなが交流して、そして花を植えることが。実はこの花を植えるということが一番簡単というか、やりやすい町政参画の一つだなというふうに実感しておりますので、そこからまたいろいろな参画が生まれてくればいいなと思っておりますので、ぜひ中村議員には先頭に立ってこの花いっぱい運動を応援してほしいなと思いますので、よろしくをお願いします。

ありがとうございます。

○議長（齋藤則男君） 中村君。

○14番（中村勘太郎君） ありがとうございます。またしっかり頑張りたいと思います。町長も頑張ってください。

先ほど課長のほうから、アンケートをお出ししたところで、その結果をまた踏まえているというようなことがありまして、今このアンケートを私もいただいて、回答はさせていただいたんですけれども。ここで一番初め、当初、今回、ことしの運動で取りかかるときに、白いプランターと土についてはまた、シールですか、後で聞きましたシール張ってくれと。これ、来年も再利用して使わせていただきたいと、土の管理についてはこうやこうやと、それでいいと思います。

ただ、シール、あれはもう色があせてまいりますんでいかなもんかなと。あれも、もう少し簡単なものでもいいですから何か用意したほうがいいんじゃないかなと。やはり天候、いつも日に当たってますので想像以上にくたばってるというんか、シールが見にくくなっていますんで、そういったことをやったほうがいいかなというふうに気がつきましたんで。

それと、今町長もおっしゃったように、参ろ一ど。参ろ一どで花を咲かせて参道を歩くと、これ本当にきれいだなというふうに思ってるんで、これは国体が終わってからもこういうようなことで、何かこういうような運動をしていったほうがいいかなと。

ありがとうございます。この程度で、この花いっぱいについてはそういったことでひとつ、課長、いろいろな、また情報を得て住民の方に周知していただいて成功させていただきたいというふうに思ってるんで、よろしく願いいたします。

また、次の質問ですけれども、各競技会場整備、駐車場スペースも含んでですけれども、交通のアクセスや整備はどのような状況になってるんかということをお簡単にちょっとご説明をしていただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） それでは、建設課のほうから道路と駐車場整備についてお答えいたします。

昨年度ですけれども、国道364号から緑の村に上がる場所の隅切りの改良、それと舗装の打ちかえを行っております。今年度は、永平寺分庁舎と翠荘の間の吉野1号線という路線ですけれども、そこで白線の引き直しと、あと松岡清水で今やっておりますが、道路の拡幅と駐車場の整備。

これからですけれども、北電体育館前通りの福井市との境、あそこで一部、道路の拡幅工事を施工いたします。来年度ですけれども、今、清水の駐車場の、今年度舗装をやると。それと、その駐車場から中学校の体育館までの通路の整備というのを計画しております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） 学校教育課のほうからお答えいたします。

バスケット会場となります松岡中学校体育館におきまして本年度、部室トイレ等の改修工事と照明灯の改修工事を施工いたしました。部室のトイレの改修工事につきましては、内装を改修しまして、女子更衣室を一部屋増、トイレの便器数

の増、多目的トイレを2カ所つくりました。照明につきましては、電球の取りかえを行いまして、落下防止のワイヤーの取り付けを施工しております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） 続きまして、生涯学習課のほうから報告させていただきます。

バスケットボール、ハンドボール競技の会場となります永平寺緑の村ふれあいセンター、ここにつきましては今年度、ふれあいセンター前駐車場の区画線の整備、また正面階段の塗装とか修繕等を行いました。また、来年、30年には、体育館アリーナ——本体ですね——体育館アリーナ部の床研磨、またトイレやシャワー室の一部改修、多目的ホールの雨漏りに係る修繕措置、また建物地下部の消防設備等の設置工事、これを計画しております。

次に、ソフトボール会場となる松岡総合運動公園、松岡B&G海洋センター、これについて説明させていただきます。今年度、平成29年にグラウンドの整備、また海洋センター建物の耐震補強改修工事を行いました。また、あわせてプールを解体し、その跡を駐車場として整備しております。また、施設内のバリアフリー、点字ブロックとかそういった施設の整備、それも行いました。来年度には、グラウンド周辺の防球ネットがありますが、その防球ネット支柱等の塗装、また海洋センター施設内のトイレやシャワーの一部改修。また、プールの管理棟を残しました。これにつきましては、地域の防災備品の倉庫とか、また体育施設の備品の倉庫、そういったことで有効活用するというので、プール管理棟の屋根、また外壁の塗装工事を計画しております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 中村君。

○14番（中村勘太郎君） 各競技会場の施設及び駐車場等々にいろいろ手を加えられて、改修されて済んでおられると、また今後も続けているところもあるということですが。

ちょっと私心配してましたのは、緑のふれあいセンターのあそこ、バスケットの会場になっていますね。あそこのバスケットのゴール板、ゴールのあれ何というかな、ネットとかありますわね。長いことしてへんので、もうバスケットのことも忘れてたんですけれども。ゴールへ入れる……何やね？

（「バックボード」と呼ぶ者あり）

○14番（中村勘太郎君） バックボード。それが新しく何か入れなくてはいけないとかなんとかで、施設の開口部が狭くてあれができないんだというふうな、交換ができないということでちょっと心配があったようにも聞いておるんですけども、それは解消されたんですか。

○議長（齋藤則男君） 国体推進課長。

○国体推進課長（家根孝二君） 本国体用のゴールといいますかリング、あれにつきましては既に2基といいますか、一組分入ってますんで、それを使用します。開口部というか、それは広げなくて結構です。

○議長（齋藤則男君） 中村君。

○14番（中村勘太郎君） この間の土曜日ですか、少年女子バスケットの子どもの試合がありましてちょっと見たんですけども、あれをワンコートで、全面コートで使うときのリングが必要だというようなことがちょっと頭の隅にあったものですから、どう対応されるのかなということで確認をさせていただいたところでございます。ありがとうございます。

それでは、最後の質問に入りたいと思いますが、選手を初め関係者及び観覧者等、住民に対する会場内の安全対策と、あわせて関係機関（警察、消防、病院）等々の対策状況について、ご答弁をひとつお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） 国体推進課長。

○国体推進課長（家根孝二君） ことし開催しましたプレ大会におきましては、地震や火災、そして異臭事故等が発生した場合の緊急時の対応体制につきまして、町独自の実行委員会といいますか、消防防災マニュアルを作成いたしまして、このマニュアルに基づきまして、不審者や不審物がないか、また大型看板とか大型テントなどの仮設物に異常がないかなど、競技会係員が会場内を巡回いたしまして事故防止に努めていたところであります。

ソフトボール競技につきましては革製のボールを使用していましたので、観客にこのボールが当たると大変危険でありますので、ファールボール対策といたしまして、電子ホイッスル、それと場内アナウンスによる注意喚起を行っていたところであります。

なお、プレ大会の前には、福井大学附属病院と消防本部、それと松岡保健センターと合同で医療救護体制の確認について事前に打ち合わせを行っておりまして、また大会前には消防本部によります各競技会場の査察を実施したところであります。本国体におきましてもプレ大会と同様に安全対策には万全を期すと同時

に、各競技会場には必要に応じて医師、そして看護師を適正に配置したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 中村君。

○14番（中村勘太郎君） ありがとうございます。

今回の、成年女子というんですかね、でソフトボールのいろいろな名選手がご来場されてというような予定でしたけれども、結局試合がそんなになされなかったと。できなかったんけね、あったんけね？ 1試合だけ？ 全部こなして。そのときに私思ったのは、ちょうど五松橋の下の河川公園で、川崎やったかな、どこかのチームが練習をしていたんですね。女子のソフトボールで。そのときに、初め堤防の上で見てたんですけれども、私、だんだんだんだん下おりて、結局はグラウンドまで行って挨拶をしているいろいろなことを、永平寺町のアピールをしていたところですけども、そのときに、何かあったら病院はそこにありますよねというようなことも伝えたことがあります。ことしの試合でね、試合前の練習でそこを使ってたチームかもしれませんけれども。そういったことで、いろいろな情報をそういったチームが得て、何かあったときに、練習の場合でも、本大会会場だけでなしに練習会場でもそういった心配りを、準備をなさるといいかなというふうなことで今ちょっとつけ加えておきました。ありがとうございます。

何かありましたら。

○議長（齋藤則男君） 国体推進課長。

○国体推進課長（家根孝二君） プレ大会のとき練習会場というのは準備していたわけなんですけど、これ今初めて聞いたんですけど、大変申しわけございません。河川公園を使ったという情報は入ってないんですね。これはまた確認させていただきたいと思います。そのチームが勝手にしたのか、またプレ大会とは違うチームが練習していたのか、そこはちょっと判断しかねますので、この点はまた確認させていただきたいと思います。

あと、また本大会におきましては、公式練習場といいますか、こういった会場を何方か考えておりますので、そちらのほうにチーム担当者というのは配置しますので、当然この係員とチームの担当者といいますか代表者がすぐ連絡とれる体制をとっておりますので、もし万一、何かけが等々ありましたらすぐに対応できるようにしたいというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 中村君。

○14番（中村勘太郎君） ありがとうございます。

以上で質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（齋藤則男君） 次に、13番、奥野君の質問を許します。

暫時休憩いたします。

（午後 3時 分 休憩）

（午後 3時 分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） 通告に従いまして、私は以下の3つの点につきまして質問をさせていただきます。

まず最初でございますが、平成27年の4月でございますか、26年度の滞納徴税2億7,900万、うち時効完成と思われる税額1億4,100万を調査されまして1億1,000万の不納欠損処理をしたという報告があったと思います。これは金額はこれでよろしいのでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 今議員仰せのと通りの金額でございます。

○議長（齋藤則男君） 奥野君。

○13番（奥野正司君） その後、この不納欠損処理につきましては、その発生年度別に、そのとき資料もいただいておりますけれども、それによりますと、平成元年からずっと平成27年まで累積して時効が完成している、あるいはかなり徴収が困難な債権もその中にまじっていたと思います。

これがもし民間企業でございますと、貸借対照表に、例えばサービスとか工事とか物品を販売しました売り掛け債権あるいはそのかわりとしていただいた受取手形が借方のほうへ資産として上がってきます。ところが、その資産の中に、仮に10億円の資産が半分ほどの価値しかないということになりますと、その反対側の貸方ですか、こちら側の負債、資本、それから当期利益、こちらが圧縮されますとこちらもへこみますから、当然当期利益が黒字であってもそれは実質赤字ないしは自己資本が毀損して資本不足ということに陥ります。

その典型的な例が、今から20年前、ことしは2017年ですから20年前、1997年ですかね。皆さん覚えてらっしゃると思いますが、三洋証券が11月

に破綻しまして、その後、間を置かず山一証券が破綻をしました。山一証券の社長が「社員は悪くないんです」というふうにテレビカメラの前でおっしゃってましたが、あれも山一証券は飛ばしというのを、実質のその価値がない債権を関連会社あるいはそれに持たせていた。というのは、それはお客様から、損を出した、おまえのところで何とかしろというような形で持たざるを得なかったんだろうと思います。そういうようなこともありました。

平成26年の調査をされて、平成27年に不納欠損処理をされたということは、これはやはり真実の地公体の内容を示すものとしては、ぜひやらなければいけないことだったというふうに思っています。

その後、平成27年、28年は不納欠損はどうだったんでしょうか。あるいはその徴収率はどうだったんでしょうか。お伺いします。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 平成26年度に約1億1,000万余りの不納欠損を行いましたので、欠損そのものについては、27年度中、29年度中に徴収不能と思われるのを各約100万単位くらいずつ欠損を行っているところでございます。

26年度の不納欠損につきましては、いわゆる職務怠慢による結果であるというようなことを深く反省いたしまして、その後につきましては、法に基づく滞納処分を厳正に行いまして、欠損直後は約1億4,000万円ございました滞納の調定額、滞納分の調定額でございますが、平成29年度当初では9,800万円までに縮小してございます。また、平成28年度の国民健康保険税を除く町税の徴収率でございますが、福井県下で一番高いものとなっております。

○議長（齋藤則男君） 奥野君。

○13番（奥野正司君） 思い切って整理しなければいけないものを整理した後で、その反省と、それから決意を新たに取り組んでいただきまして、行政としては良好な結果を出していただきまして、ありがとうございます。

今年度に入りまして8月、9月、11月と債権管理条例制定の説明ないしその資料をいただいておりますけれども、大きく言いますと、いろんな債権の管理につきましていろんな、強制徴収ができる債権、あるいはそれができない債権、あるいは私債権というふうに分離をされて、それがいろんな徴収することのその根拠法令が、規定がいろいろ違うものがあって、それぞれの所管部署、担当課でも混乱を生ずるような内容というふうな説明をいただきましたが、それを整理しま

して今般、スケジュールによりますと、来年の4月からぜひ実施したいということとで税務課さんから資料を議会のほうへいただいておりますけれども、この債権管理条例を作成した、永平寺町におけるその必要性とその効果についてお伺いします。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 債権管理条例の必要性でございますが、3点ございます。

1点目といたしましては、各種債権管理の根拠法令、これが非常に複雑であるということへの対応。2点目として、各種債権の所管課の行っている債権管理、回収に関する手法あるいは熱意にばらつきがあるということ。これへの対応ですね。3点目といたしまして、債権放棄の困難さへの解消の3点でございます。

根拠法令の複雑さにつきましては、町の保有する金銭債権は大きく分けまして、公法上の原因に基づき発生し強制徴収できる強制徴収公債権、強制徴収できない非強制徴収公債権、それから司法上の原因に基づいて発生する私債権の3種類に区分できます。債権の発生原因、債権回収の手続、時効などにつきまして債権ごとに根拠法令が存在いたしまして、しかもその債権に関する規定が各法令のあちこちに分散しており、どのような条項が適用され、どのような管理が必要なのか、そういうことを把握するのが非常に困難な状況となっております。そのため、債権に関する規定がどの債権に適用されるか、そういうことを明確にし、しかもそれを一つの条例としてまとめることにより、取り扱う職員の理解を容易にすることが求められているところでございます。また、訴訟への対応を迅速に行える手続等の整備が進んでないというようなこともございます。

次に、債権管理回収に関する担当課ごとの管理手法あるいは熱意のばらつきについてでございますが、債権の管理業務というのは、その性格上、債務者に歓迎されることはない、いわゆる嫌われる仕事であるということが言えると思います。そのことから、ともすれば担当者は債権の回収業務をちゅうちょしがちになるというようなことが考えられます。また、債権所管課によっては、そのことが原因で滞納処分をしているところ、していないところ、あるいは延滞金を徴収しているところ、していないところなど、永平寺町の債権管理にはばらつきがございます。

ただ、この徴収を怠ることに対して司法は実に厳しい判断を下しており、滞納処分を怠るという事実に対して住民訴訟が提起され、自治体に対して地方税法違反であるというような判例も下されているということから、全職員が共通した認識を持ちまして、債権管理の手法を共有し、法令に基づく債権管理を明確化して

適切な管理に努める必要がございます。

3点目の債権放棄の困難さの解消についてでございますが、水道使用料などの私債権は時効期間が経過しても時効が完成するためには時効の援用がなされる必要がございます。しかしながら、債務者が行方不明などの理由で時効の援用がなされない場合は、当該債権を永久的に管理し続けるというようなこととなります。

地方自治法の規定により、条例の定めがないと、議会の議決を得なければならない権利放棄についてこの問題をクリアする必要があるということで、以上の3点の問題をクリアするためにも本条例の制定をお願いするものでございます。

次に、条例制定によります効果についてご説明申し上げます。

条例が制定されることによって債権の回収方法や時効等について明確化されることにより、どのような管理が必要なのか、どの規定がどの債権に適用されるのかということが明確となり、担当職員の債権管理業務が効率化されます。また、条例制定によって、住民全体の財産であります債権回収に向けて全職員が共通認識を持ち、債権管理の手法を共有し、法令に基づいて確実な回収に努めるという基本姿勢を明確にすることは、これは実に重要な意義があるものと言えます。

債権放棄については、議会の議決を経ずにすることにより、必要のない債権を延々と管理し続けるという業務の無駄から開放され、事務の効率化につながるようになります。

町の債権を効率的かつ効果的に管理するために債権管理条例を制定して、体系的に債権の管理体制、手法の整備が図られることになろうかと思えます。

以上、その必要性と効果について、以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 奥野君。

○13番（奥野正司君） いろいろ効果があるということがわかります。債権はマンパワーでいろんな仕事をやろうとしましても、福井県も求人倍率が全国第2位ですか、なかなか採用といいますか、人を集めるのは難しい環境でありますから、効率化を求めるのは時代の成り行きだと思います。

ただ、その中で、従前、債権放棄につきましては議会の議決事項だったと思いますが、それがこの管理条例を制定されることによって、首長の専決でできるようになるということについて、議会に対するその透明性といいますか、議会がそれについては必要ないし納得できるものであるというようなことについてはどういうふうにお示しされるのでしょうか。お伺いします。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 債権の放棄につきましては、公債権につきましては時効期間が過ぎれば援用を求めずに放棄することができると、徴収権が消滅するというようなことですが、私債権については援用が必要であるということ、それで援用ができない状態になっている債権が多々あろうかと思えます。行方不明あるいは死亡による相続の放棄等、それを効率的に行うために専決事項とさせていただきます、放棄を行った場合についてはその件について議会へご説明するというようなことで、これは自治法によって町長の専決事項とすることができるかとされておりまして、そこら辺はご理解いただきたいと思えます。

○議長（齋藤則男君） 奥野君。

○13番（奥野正司君） もう一つ懸念がございます。といいますのは、延滞あるいは納付が困難になるという方の中には、非常に生活に困窮してとても払える状態でないというような方々がいらっしゃると思えますが、そういう方々に対しても一律に効率化を求めてしゃくし定規な条例の適用をされた場合、生活が非常に困難になるというような方も中にはあろうかと思えますが、そこら辺の方に対する、何といいますか、永平寺町の債権管理条例の考え方はどうなのかお伺いします。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 永平寺町債権管理条例の第19条に、生活困窮者に対する指導助言という項目を設けてございます。これまでの滞納整理につきましては、いわゆる生活困窮者の方につきましては滞納処分の執行を停止し、その状態が3年続いた場合、欠損で徴収権が消滅というようなことでやっておりますが、そういう生活に困っている人は数年たつと、やはりまた滞納が繰り返されるというような状態で、根本的な対策をしなければ滞納が繰り返されるということになることから、一步踏み込みまして、そういう生活困窮で滞納に陥っている方については、多重債務者であるならば、弁護士につないで多重債務を解消するとか、あるいは勤労意欲のない方については、福祉事務所等を通じてそういう専門員がございまして、そういう方たちと図って、いわゆる優良納税者をつくり上げるということも債権回収の仕事の一つであると位置づけて、今回、19条をご提案させていただいたということでございます。

○議長（齋藤則男君） 奥野君。

○13番（奥野正司君） 19条の運用につきましては、ぜひ、何といいますか、法にのっとった上で、やはりその相手方の困窮の度合いに応じた指導助言をぜひお願いをしたいと思えます。

では、1番の債権管理条例の制定とその背景、効果につきましては、これで質問を終わります。

2番、次の質問でございますが、通学路の安全確保を要望しまして、御陵地区、特に領家、新領家、南領家の地区でございますが、ここでは平成に入って間もなく、平成元年か平成2年ごろに南領家の宅地造成が行われました。それからしばらくしまして新領家にも住宅地が造成されました。住民が町内あるいは町外から転入されてきました。

そこで、その児童生徒が小学校、中学校へ通う通学路がちょうど北陸自動車道の下を、アンダーパスといいますか、下を通っていく通学路でございますけれども、皆さんご存じだと思いますが、これまでアンダーパスの近くで2件の死亡事故が起きています。幸いながら子どもたちの事故ではありませんが、あそこを通りますと、亡くなった方のご遺族だと思いますけれども、あのアンダーパスの部分にお花を生けられて、花が枯れられるとまた花を生けられてというようなことを目にします。そういうふうな危険なルートということは、これまでも地元からの要望もありましたし、行政も十分把握されていたと思います。

この南回りルートの現状の問題点につきましては、その課題といいますか、行政はどのように現状認識をされているのかお伺いします。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 南ルートといいますか、につきましては、今おっしゃったように、行政としてももう何十年にわたり、水路にふたをできないかということにつきまして用水の管理者に幾度も幾度も交渉を続けておりますけれども、現時点でまだご承諾いただけてないという状況でございます。

○議長（齋藤則男君） 奥野君。

○13番（奥野正司君） 水路の管理者は、行政体が坂井市の熊堂地区というところであります。私どももある意味では、隣村でもないですけども、隣の隣村というような位置関係にありまして、熊堂区の区長さんにも私は3年ほど連続してお会いをしておりますが、今課長が仰せられるように、なかなかこちらの要望に答えていただけるような状況ではございません。

そういうような中で毎日毎日子どもたちは非常に危険な通学路を通学しているわけでありまして、このたび、今までも冬季の積雪期間、雪が降りますと道のそばに、横に雪がたまった部分のスペースがとられますので、ただでさえ狭い道路がなお狭くなりましてね、本当に通行している子どもたちのすぐ脇を車が走り抜

けていくというような状況の中で、御陵小学校では冬季間は北回りルートを採用していたということがあります。ただし、その北回りルートも歩道、車道の区別はなく、車道のへりのところを歩いていくわけですが、その車道のへりも雑草といますか、雑木といますか、こう覆いかぶさるような状態になってまして、また降水量が多いと、ちょうどアンダーパスのところにも水たまりができるというか、車も通行どめになるんですけれども、そういうようなことが時々起こるようなところを通学しているというふうな状況でした。

そういうふうな中で、今般、御陵小学校育友会の同意を得て、御陵小学校長さんのほうから、南回りルートが当面進展する見通しが無いのなら北回りルートを一部改良をしていただいて通れないかと。といいますのは、その車道、歩道の区別のない車道のへりを歩くのじゃなくして、ちょうどその横に用水路が、1メートルちょっとぐらいの幅がありまして、それは車道よりも1メートルほど高くなっていますので降水量が多い場合も冠水する可能性はなくて、現状は雑木、雑草が生い茂ってますけれども、それを整理していただいて、その用水路のスペースに、上がり口、それから出口を安全なように手すり等をつけていただければ、いつできるかわからない南回りルートの決着を待つよりも北回りルートでお願いできないかというふうな申し出が、要望があります。

これにつきましては行政のほうも要望を受け取り認識されているのだと思いますけれども、これの対応の仕方についてはどういうふうにお考えでしょうか。お伺いいたします。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 今の北回りルートでございますが、現在、既に北のルートに変更されております。こちらから働きかけもございましてそのようになったと認識しております。北回りルートを通るように、もうPTAなり小学校がその通学路変更の意向が確認された時点で、こちらとしても通りやすいように路肩の除草を実施したところでございます。

ただ、あの北ルートにつきましても、従来のルートよりは2メートルほど幅員が広いとはいえ、交通量が多く、車は大分スピードも出すという路線でございます。先ほどおっしゃったような、車道より高いところの用水路敷を通行したいというような要望が新たに出てきたということでございます。

町といたしましても、児童生徒の安全な歩行空間を確保するため、この要望にお応えするという方針ではございます。そのためには、水路の側壁を利用した転

落防止の柵の設置ですとか、あと、万が一事故が起きた場合の賠償の問題でありますとか、ハード、ソフトともに解決すべき問題がございます。現在、道路管理者であります坂井市、あとNE X C Oなどと協議を進めているところでございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この件につきましてはことしもPTA連合会から要望をいただきまして、その場で、ここはなかなかふたが厳しいので、1回学校に確認をして北ルート、ここで1回理解を得られないかというのを行政のほうからさせていただきました。坂井市のエリアも通りますので、坂井市の了解をとって草を刈らせていただきました。

こちらから、やはりそういった安全確保のためお願いした経緯もありますので、またしっかりと奥野議員のこの提案、建設課長の今答弁したとおり、関係団体もあります、しっかりと交渉しまして対応していきたいと思っております。

○議長（齋藤則男君） 奥野君。

○13番（奥野正司君） 今、確かにそういう要望が上がってね、それほど日数置かず、日数を置かず、雑草、雑木といいますか、除草、刈り取りはしていただきましたが、ただ、現状ではあそこは通れるような状況ではないですよ。ふたがまくれ上がったところも何か所もありますし、そこへ上がる進入路といいますか、新領家のほうはまだ雑木が生い茂ったままでございますし、それからフジタさんといいますか、ナカガワさんの前のほうに行くにはまだ用水路にカバー、ふたがしてない部分もあります。15メートルか20メートルぐらいですかね。等々ありますから、現状はまだ児童が北回りルートを通っても車道を通るしかない状況にあります。これから積雪期に入りますと危険のことは余り改善されませんので、早くあそこを通れるようにしていただけたらというふうに思います。

それから、今の季節ですと早く暗くなりますので、もう5時ごろ、もう少ししますと4時半ばごろからもう暗くなりますから、そこへ街灯といいますか、つけてくださいという要望もあわせて上がっていますので、そこら辺含めて安全に通行できるように、できましたらスピード感を持ってやっていただけたらというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君）　こちらとしてもなるべく早く対応をさせていただきたい
と思います。まだ、坂井市との協議や用水の管理者との協定、賠償が起きたとき
の協定とかもございまして、その問題がクリアしてからハードのほうの整備にか
かってまいりますので、なかなか、ちょっとことしの冬にはお約束できるもので
はないというふうに認識しております。

○議長（齋藤則男君）　学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君）　今の通学路の変更につきましては、こちら側のほう
から御陵小学校のほうにご依頼しまして、育友会の皆様にご理解いただきまして
変わったものでございます。

今の北側ルートに変わったことによりまして、さらにの安全確保につきましては
今建設課長が言っていたとおりでございますが、もちろんこれは学校教育
課も関連しますので、建設課とともにその交渉に当たる予定でございます。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君）　奥野君。

○13番（奥野正司君）　坂井市との関係もあるとのことですが、坂井市さ
んにおいても危険な状態を早急に改善することについて反対する理由はないもの
というふうに私は思いますが、どこの行政であっても現場でその危険な状況にあ
れば、それを改善するのに、何ていいますか、半年先とか1年先とかそういうふ
うな対応ではちょっと。事故が起きてからでは遅いと思いますので、できまし
たらもう一度、永平寺町側がやる意欲満々ならその熱意を坂井市側にも伝えてい
ただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤則男君）　建設課長。

○建設課長（多田和憲君）　もちろん熱意は伝えてございます。ただ、一番心配され
ましたのは、やはり事故が起きた場合の賠償ということが非常に。こちらでかぶ
るつもりはしておりますけれども、そこら辺の協定を結んだり、用水管理者とも
協定を、今ふたがめくれ上がっているということは掃除をしているということですし、
用水管理者のほうと道路管理者である坂井市と、あとNEXCO、ボックスその
ものの管理者とそれぞれ協議が必要ですので、なるべく急いではおりますけれ
ども、来年にはと思っております。

○議長（齋藤則男君）　奥野君。

○13番（奥野正司君）　細かな点で幾つかね、ちょっと私と理事者側とで認識の差
がある部分がありますが、それは今後埋まっていくものというふうに期待をし

して、次の質問に移ります。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 決して奥野議員とは認識の差はないと思っております。

情熱を持って最短でやっていきますので。ただ、今言ったその交渉事には、この年度内といいましてもあと4カ月しかございませんので、しっかりと最短でやっていくということはもう。ということで今頑張っていきますので、よろしくお願い致します。

○議長（齋藤則男君） 奥野君。

○13番（奥野正司君） ただいま町長より心強くお言葉をいただきまして、ありがとうございます。

では、2番の質問を終わりにして、次に3番目の質問に移らせていただきます。

その前に、現場認識をしていただくために、これ言葉で言ってもさっぱりわからないと思うです。ちょっと現場認識していただくために参考資料を
。永平寺町の観光マップではございますが。

では、次の質問でございます。

ことしの7月に中部縦貫自動車道が大野まで開通しまして、本町は非常に交通の利便性がよくなりました。その中部縦貫自動車道が北陸自動車道とつながりまして、町外あるいは県外からも永平寺町へ訪れやすくなったわけでありますけれども、その一方、その地元、足元では大きな負担を強いられている現実がございます。

これはなかなかその現場へ行ってみないと何にもわからないのではないかと思います。北陸自動車道ののり面の雑木、雑草は、雪が降らないときは本当にジャングルみたいなもんですわ。そばで田んぼとか畑を耕作されておるわけですが、そこはもう害虫のすみかとかいうか、あぜの草刈りはしても北陸自動車道のあのごっついジャングルみたいなところの草刈りはちょっとなかなか農業者ではできませんので。そこにはスズメバチもいます。蛇もいます。それから毛虫、チャドクガというああいうごっついやつもありますし、場合によってはヒアリも今増殖してるんでないかと思えるような現状でございますけれども。

そこで、こののり面の雑木、雑草、これを何とかしていただけないかなど。もちろんこれ、管理者はNEXCO、中日本高速道路ですか、でございますが、ここへ働きかけるには、どういうふうな手順といいますかルートを使って、どういうふうにしたらいいのかお伺いします。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 結論から先に申しますと、地区から直接要望を受けても動けるといことです。

NEXCO中日本に確認したんですけれども、伐採、除草に関しましては、原則として今庄インターから加賀インターを3スパンに分けて考えまして、各スパン3年に一度の割合での除草になっているということですが、地元区長から要望をいただきましたら、また現地確認の上、隣接の田んぼや側道への悪影響を防止するために随時の対応も行っているということで、今年度も領家から直接のご要望があったということで、領家で伐採、除草を実施したということになります。

○議長（齋藤則男君） 奥野君。

○13番（奥野正司君） 領家で伐採、除草をされたというのはどこの区間ですか。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 済みません。ちょっと場所までは確認しておりません。

○議長（齋藤則男君） 奥野君。

○13番（奥野正司君） 今お示ししました写真は、のり面のあるところ。永平寺町のですよ。北陸自動車道ののり面のあるところは全てその写真に入っています。領家地区において伐採、除草をされているところ、10年前、20年前はどうか知りませんよ。現状において伐採、除草されているところは、10月、11月ごろではありませんでした。ことし、現在においてもですよ。領家地区の農業者の方とも半月ほど前に話をしましたが、そんな話は聞いてないし、私も現実、自分の目では見ていないんですけれども、場所がどこを伐採されたのかお教えいただければ確認をしていきたいと思ひます。

まず行政もちゃんと現地確認をしておっしゃっていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 先週NEXCOに確認しましたら、そのようにしたということで、どこの箇所だったか、実際の場所は再度確認させていただきたいと思ひます。

○議長（齋藤則男君） 奥野君。

○13番（奥野正司君） 北陸自動車道ののり面は東側と西側がありますけれども、領家地区は、領家の集落、区から北陸道をくぐって坂井市へ抜ける部分がありま

すけれども、そこは出たところは坂井市側がきれいに除草、伐採して防草シートが張ってありました。ところがその南側、北のほうは張ってありましたよ。南側は全然何にも手つかずです。それから東側ののり面、要するに領家地区、集落がある側ですけれども、そこも領家地区から町道の舗装が割れてどうしようもないと、直してくれというふうな要望がここ10年ほど上がっているそうですけれども、そのもう少し先の部分、もう明確に、永平寺町側と坂井市側とでは完全にこれほど違うものかと思われるような現地の状況です。坂井市側は完全に伐採、除草して防草シートが張ってあります。一部、この前の台風21号でまくれ上がったところもありますが。そういう現実をきちんと現場確認をしてから、もしおっしゃっているのであれば、どこの部分がそういうふうには除草、伐採してるといのかお示しをいただきたいというふうに思います。

それから、行政じゃなくて当該の地区が地区の要望として中日本へ直接言えば対応してくれるという今お話でございましたが、それは今まで我々の地区でもいろんな意味で要望を出してきたことはありますけれども、じゃ、今のお話のように心強い、頼もしいお言葉がなかったというのが、私も区長やったことありますけれどもね、そんな甘いもんじゃないのかなというふうに思います。もちろんそういうふうにその後変わったのなら中日本へ要望を出せばいいのかなと思います。そこら辺、中日本のどこへ出せばいいのか、またお教えをいただきたい。

それから、でき得れば、地区で要望を出せば対応をとれるはずやというのは、それも一つの答弁の仕方かもしれませんが、行政としてはもう少し後押しといいますか、一緒にサイドに立って進んでいただけるというふうなご答弁いただければ非常に心強い。やはり我が町民の一人として、そういう行政は頼りになりますけれども、ぜひそういうふうな答弁をいただけたら非常に幸いです。ありがとうございます。

○議長（齋藤則男君） 副町長。

○副町長（平野信二君） 今の件、自動車道の雑草の件ですが、私も以前、20年ほど前になるんですが、今の福井インターの管理事務所のところへ何回か交渉に行った経験がございます。もちろん兼定島からの要望ということで行った経験があるんですが、やはり地元の要望も一緒に添付をして町としてのお願いということで要望書を出して、シートというんですかね、張ってもらったこともありますので。

その辺、今でも福井インターの管理事務所へ行けば大丈夫だろうと思いますの

で、建設課長並びに学校教育課あわせて……、学校教育課は今の件関係ないな、私もできたら一緒に行ってお願ひしたいなと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

○議長（齋藤則男君） 奥野君。

○13番（奥野正司君） ありがとうございます。

何と申しますか、心強いお言葉ですが、要するに自動車専用道路、高速道ののり面の雑木、雑草というのは北陸自動車道に限らない。今後、中部縦貫も同じような、自然現象ですから発生すると思ひます。もちろん管理主体は、片や国土交通省ですか、片やNEXCOこと中日本高速道路株式会社ですか、管理主体は違ひますけれども、起きてくる事象と申しますか現象は全く同じことが起きてくると思ひますので、そこら辺、単に御陵地区だけの問題やなくして、上志比地区、永平寺地区、松岡地区でも同じようなことが10年後、15年後起きてくるということが想定されますのでね、ぜひこれはきちんとしたプロセスと申しますかアプローチの仕方を構築していただきたい、あるいは一緒にさせていただきたいというふうに思ひますので、今後ともよろしくご指導をお願ひいたします。

以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩をいたします。

（午後 4時35分 休憩）

（午後 4時35分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

ただいま一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思ひます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

本日はこれをもって延会することに決定しました。

本日はこれをもって延会します。

なお、あす5日は定刻より本会議を開きますので、ご参集のほどをよろしくお願ひします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 4時36分 延会)